



三重県公報

平成21年3月6日(金)

第 2066 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
126	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(社 会 福 祉 室)	3
127	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	3
128	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
129	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	4
130	障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(障 害 福 祉 室)	5
131	同件	(同)	5
132	廃物として認定することが困難な放置自動車の処分	(ごみゼロ推進室)	5
133	保安林の指定をする予定である旨の通知	(森 林 保 全 室)	5
134	同件	(同)	6
135	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(商 工 振 興 室)	7
136	同件	(同)	7
137	漁船損害等補償法の規定によるの付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧	(水 産 経 営 室)	9
138	同件	(同)	9
139	同件	(同)	9
140	同件	(同)	10
141	三重県と奈良県の境界に所在する道路の管理について奈良県知事と協議が成立した旨	(維 持 管 理 室)	10
142	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図面の縦覧	(同)	11
143	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(同)	11
144	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図面の縦覧	(同)	12
選 管 告 示			
18	三重県議会議員亀山市選挙区補欠選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選 挙 管 理 委 員 会)	12
19	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	14
20	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	14
21	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定並びに指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出	(同)	15
22	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	15
23	政治団体の平成19年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	18
24	政治団体の平成18年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	19
25	政治団体の平成17年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	19
監 査 委 員 公 表			
2	監査結果の公表	(監 査 委 員)	19
3	同件	(同)	25

4	監査結果の公表	(監 査 委 員) 53
	公 告	
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・N 83 P O室)
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同) 83
	換地処分を行った旨	(農 地 調 整 室) 83

告 示

三重県告示第 126 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日
財団法人三重県産業衛生協会 くわな健康クリニック	桑名市中央町三丁目 23 番地 桑名シティホテル 2F	平成 21 年 1 月 1 日
緑の街医院	津市長岡町小山田 3018-3	平成 21 年 1 月 1 日
まんのう整形外科	松阪市松崎浦町 96-1	平成 21 年 2 月 1 日
松阪宮村眼科	松阪市若葉町 486	平成 21 年 2 月 1 日
やまぐちレディースクリニック	伊勢市小俣町本町 3321	平成 20 年 12 月 10 日
医療法人社団 菊川産婦人科	伊勢市一之木五丁目 15-5	平成 20 年 11 月 17 日
医療法人そんじん会 伊勢志摩腎クリニック	伊勢市村松町明野 1379-5	平成 20 年 12 月 1 日
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1	平成 21 年 1 月 1 日
志摩市休日夜間応急診療所	志摩市阿児町鶴方 3098-9	平成 20 年 12 月 1 日
とみむろクリニック	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	平成 21 年 1 月 13 日
中道歯科医院	鈴鹿市神戸一丁目 13-22	平成 21 年 1 月 1 日
中川歯科医院	津市久居新町 766 番地 20	平成 20 年 9 月 24 日
中村歯科	津市江戸橋 1-103-2	平成 21 年 1 月 1 日
宇治山田歯科医院	伊勢市岩渕二丁目 4-37	平成 21 年 1 月 16 日
しみず薬局	四日市市清水町 1-11	平成 21 年 1 月 1 日
川崎薬局	亀山市能褒野町 79-21	平成 20 年 12 月 1 日
スギ薬局 久居新町店	津市久居新町 2860	平成 21 年 1 月 6 日
調剤薬局キタオカ 松阪店	松阪市若葉町 486-2	平成 21 年 2 月 1 日
スギ薬局 名張西店	名張市瀬古口 213-1 名張ガーデンプラザ内	平成 21 年 2 月 1 日
調剤薬局 花みかん つるこ店	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	平成 21 年 1 月 1 日

三重県告示第 127 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	廃止年月日
アイクリニック SUZUKA	鈴鹿市庄野羽山四丁目 1-2	平成 20 年 12 月 29 日
緑の街医院	津市長岡町 3018-3	平成 20 年 4 月 30 日
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1	平成 20 年 12 月 31 日
医療法人社団菊川産婦人科	伊勢市河崎一丁目 12-12	平成 20 年 11 月 16 日
医療法人そんじん会 伊勢志摩腎クリニック	伊勢市小俣町湯田 790-1	平成 20 年 11 月 30 日
中道歯科医院	鈴鹿市白子町 2982-2	平成 20 年 12 月 31 日

田丸歯科医院	津市羽所町 546-1	平成 21 年 2 月 4 日
中村歯科	津市江戸橋 1-103-2	平成 20 年 12 月 31 日
中川歯科医院	津市久居新町 766-20	平成 20 年 9 月 23 日
杉山歯科医院	津市一志町井生 1371-2	平成 20 年 12 月 1 日
森部歯科医院	松阪市下村町 1057-7	平成 20 年 10 月 2 日
歯科古川医院	伊勢市二見町荘 1470	平成 21 年 2 月 28 日
吉田歯科診療所	多気郡大台町佐原 866	平成 20 年 11 月 29 日

三重県告示第 128 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（平成 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日
財団法人三重県産業衛生協会 くわな健康クリニック	桑名市中央町三丁目 23 番地 桑名シティホテル 2F	平成 21 年 1 月 1 日
緑の街医院	津市長岡町小山田 3018-3	平成 21 年 1 月 1 日
まんのう整形外科	松阪市松崎浦町 96-1	平成 21 年 2 月 1 日
松阪宮村眼科	松阪市若葉町 486	平成 21 年 2 月 1 日
やまぐちレディースクリニック	伊勢市小俣町本町 3321	平成 20 年 12 月 10 日
医療法人社団 菊川産婦人科	伊勢市一之木五丁目 15-5	平成 20 年 11 月 17 日
医療法人そんじん会 伊勢志摩腎クリニック	伊勢市村松町明野 1379-5	平成 20 年 12 月 1 日
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1	平成 21 年 1 月 1 日
志摩市休日夜間応急診療所	志摩市阿児町鶴方 3098-9	平成 20 年 12 月 1 日
とみむろクリニック	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	平成 21 年 1 月 13 日
中道歯科医院	鈴鹿市神戸一丁目 13-22	平成 21 年 1 月 1 日
中川歯科医院	津市久居新町 766 番地 20	平成 20 年 9 月 24 日
中村歯科	津市江戸橋 1-103-2	平成 21 年 1 月 1 日
宇治山田歯科医院	伊勢市岩渕二丁目 4-37	平成 21 年 1 月 16 日
しみず薬局	四日市市清水町 1-11	平成 21 年 1 月 1 日
川崎薬局	亀山市能褒野町 79-21	平成 20 年 12 月 1 日
スギ薬局 久居新町店	津市久居新町 2860	平成 21 年 1 月 6 日
調剤薬局キタオカ 松阪店	松阪市若葉町 486-2	平成 21 年 2 月 1 日
スギ薬局 名張西店	名張市瀬古口 213-1 名張ガーデンプラザ内	平成 21 年 2 月 1 日
調剤薬局 花みかん つるこ店	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	平成 21 年 1 月 1 日

三重県告示第 129 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（平成 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	廃止年月日
アイクリニックSUZUKA	鈴鹿市庄野羽山四丁目 1-2	平成 20 年 12 月 29 日
緑の街医院	津市長岡町 3018-3	平成 20 年 4 月 30 日
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1	平成 20 年 12 月 31 日
医療法人社団菊川産婦人科	伊勢市河崎一丁目 12-12	平成 20 年 11 月 16 日
医療法人そんじん会 伊勢志摩腎クリニック	伊勢市小俣町湯田 790-1	平成 20 年 11 月 30 日
中道歯科医院	鈴鹿市白子町 2982-2	平成 20 年 12 月 31 日
田丸歯科医院	津市羽所町 546-1	平成 21 年 2 月 4 日
中村歯科	津市江戸橋 1-103-2	平成 20 年 12 月 31 日
中川歯科医院	津市久居新町 766-20	平成 20 年 9 月 23 日
杉山歯科医院	津市一志町井生 1371-2	平成 20 年 12 月 1 日
森部歯科医院	松阪市下村町 1057-7	平成 20 年 10 月 2 日
歯科古川医院	伊勢市二見町荘 1470	平成 21 年 2 月 28 日
吉田歯科診療所	多気郡大台町佐原 866	平成 20 年 11 月 29 日

三重県告示第 130 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	チェリー調剤薬局津駅前店	津市羽所町 380-1	津市栄町 3 丁目 275			平成 21 年 3 月 1 日

三重県告示第 131 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	東洋薬局 みたき店	東洋薬局 みたき店	ジップドラッグみたき薬局			平成 21 年 2 月 1 日

三重県告示第 132 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 83 条第 2 項の規定により、第 81 条第 1 項の規定により廃物として認定することが困難で、所有者等が判明しない放置自動車を次のとおり告示します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

警告書をはり付けた日	放置されている場所	車名	塗色	自動車登録番号	告示後の取扱い	放置自動車の引取りの方法
平成 20 年 10 月 6 日	紀北町海山区内（県道南浦海山線）	ホンダアクティ	白	三重 41 せ 9817	3 月を経過した日以後において処分する。	環境森林部ごみゼロ推進室に連絡すること。

三重県告示第 133 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1 1 保安林予定森林の所在場所

松阪市飯高町栃谷字鈴又 175 の 1、175 の 2、175 の 3、175 の 4、175 の 5、175 の 6、175 の 7、175 の 8（次の図に示す部分に限る。）、175 の 11

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字鈴又175の1・175の2・175の5・175の6・175の7・175の8（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2 1 保安林予定森林の所在場所

多気郡大台町小切畑字向井切 546、547

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小切畑546・547（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 134 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 保安林予定森林の所在場所

松阪市飯高町森字大名倉 2452 の 60、2452 の 62、2452 の 63、2452 の 64、2452 の 65、2452 の 66、2452 の 69、2452 の 70、字析さわし 2453 の 1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大名倉 2452 の 60・2452 の 62・2452 の 63・2452 の 64・2452 の 65・2452 の 66・字朽さわし 2453 の 1
(以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 135 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー鈴鹿ショッピングセンター

鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700-228

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

	名称	所在地
変更前	(仮称) パロー鈴鹿ショッピングセンター	鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700-228
変更後	パロー鈴鹿ショッピングセンター	同上

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	オリックス不動産株式会社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	西名 弘明
変更後	同上	同上	山谷 佳之

3 変更の年月日

平成 21 年 1 月 1 日

4 変更する理由

店舗の正式名称決定及び設置者の代表者変更のため

5 届出の日

平成 21 年 2 月 19 日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 21 年 3 月 6 日から同年 7 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 136 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗

の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成21年3月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サントピアスーパーセンター松阪店
 松阪市高町字中道 332 番地外 28 筆

2 変更事項

- (1) 設置者の代表者の氏名

変更前 水越 徳和

変更後 水越 辰哉

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 (変更前)

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
1	朝日株式会社	三重郡朝日町大字小向 294 番地	水越 辰哉
2	株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町 1-38-1	才津 達郎
3	株式会社あおい書店	愛知県名古屋市中区三本松町 17 番 4 号	八木 隆司

(変更後)

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
1	マックスバリュ中部株式会社	松阪市大口町 255 番地の 1	中西 進
2	株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町 1-38-1	才津 達郎
3	株式会社あおい書店	愛知県名古屋市中区三本松町 17 番 4 号	八木 隆司

- (3) 施設の運営方法に関する事項

(変更前)

小売業者名	開店時間	閉店時間
朝日株式会社	午前 9 時 (年間 2 日 午前 8 時)	翌午前 0 時
株式会社サンドラッグ	午前 9 時 (年間 2 日 午前 8 時)	翌午前 0 時
株式会社あおい書店	午前 10 時	翌午前 2 時

(変更後)

小売業者名	開店時間	閉店時間
マックスバリュ中部株式会社	午前 9 時 (年間 2 日 午前 8 時)	変更なし
株式会社サンドラッグ		
株式会社あおい書店		

3 変更の年月日

- (1) 平成 17 年 12 月 2 日
 (2) 平成 21 年 2 月 16 日
 (3) 平成 21 年 2 月 21 日

4 変更する理由

- (1)(2) 設置者の代表者変更及び小売業者の変更によるため
 (3) お客様の利便性のため

- 5 届出の日
平成 21 年 2 月 20 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 21 年 3 月 6 日から同年 7 月 6 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 137 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人		加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
尾鷲市須賀利町 275	山下 恭正	須賀利	須賀利漁業協同組合
尾鷲市須賀利町 295-16	世古 英夫	須賀利	須賀利漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成 21 年 3 月 6 日から同月 20 日まで
- (2) 縦覧場所
尾鷲市須賀利町 285-4 須賀利漁業協同組合

三重県告示第 138 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人		加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
尾鷲市九鬼町 109	宮崎 警之	九鬼	九鬼漁業協同組合
尾鷲市九鬼町 269-5	松並 和行	九鬼	九鬼漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成 21 年 3 月 6 日から同月 20 日まで
- (2) 縦覧場所
尾鷲市九鬼町 187-5 九鬼漁業協同組合

三重県告示第 139 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人		加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
尾鷲市曾根町 31-1	佐野 茂機	曾根浦	曾根浦漁業協同組合
尾鷲市曾根町 157	寺下 雅敏	曾根浦	曾根浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成 21 年 3 月 6 日から同月 20 日まで

(2) 縦覧場所

尾鷲市曾根町 216-4 曾根浦漁業協同組合

三重県告示第 140 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人		加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
尾鷲市梶賀町 305	榎本 秀安	梶賀浦	梶賀浦漁業協同組合
尾鷲市梶賀町 108	大倉 岑生	梶賀浦	梶賀浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成 21 年 3 月 6 日から同月 20 日まで

(2) 縦覧場所

尾鷲市梶賀町 275 梶賀浦漁業協同組合

三重県告示第 141 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 19 条第 1 項及び第 54 条第 1 項の規定により、三重県と奈良県の境界に所在する道路の管理及び費用負担について、奈良県と協議が成立した内容は、次のとおりです。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

(協定道路)

第 1 条 この協定の対象となる道路は、主要地方道奈良名張線及び一般県道上笠間八幡名張線とする。

(管理)

第 2 条 協定道路の管理界は別図のとおりとし、道路法第 27 条第 3 項の規定により、道路管理者 三重県（以下「甲」という。）が管理する道路管理者 奈良県（以下「乙」という。）に属する区域については甲が乙の権限を代行し、乙が管理する三重県に属する区域については乙が甲の権限を代行する。

2 波田野橋に付随する構造物については、全て乙が管理するものとする。

(費用の負担)

第 3 条 協定道路の改築、修繕及び災害復旧等に関する工事は、前条に基づき甲、乙それぞれが管理する区域について行うものとし、その費用は工事を行った者が負担する。

(協定の効力)

第 4 条 この協定は、平成 21 年 3 月 6 日から効力を生ずるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項についてはその都度、甲、乙協議して定めるものとする。

三重県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び第55条第1項の規定により、一般県道小牧小杉線と2級河川朝明川水系朝明川との兼用工作物の管理の方法について、河川管理者三重県知事と協議が成立した内容は、次のとおりです。

なお、関係図書は、三重県県土整備部維持管理室及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成21年3月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 道路の名称
一般県道小牧小杉線
- 2 兼用工作物の範囲
四日市市小牧町字東川原 3157 番地先から四日市市札幌町字川北 51 番 2 地先までの2級河川朝明川水系朝明川右岸堤防
- 3 管理の内容
兼用工作物の新設、改築、維持又は修繕は、道路専用施設については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- 4 管理の期間
平成21年3月6日から道路の存する日まで

三重県告示第143号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めます。

平成21年3月6日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道306号	三重郡菰野町大字菰野字常盤野1743番1からいなべ市大安町石樽北字柿木383番9まで
一般国道306号	いなべ市北勢町垣内字東垣内431番7からいなべ市北勢町阿下喜字樋之口182番3まで
一般国道477号	三重郡菰野町大字宿野字神明田541番から三重郡菰野町大字菰野字常盤野1742番3まで
県道北勢多度線	桑名市多度町北猪飼字寺山372番8から桑名市多度町北猪飼字寺山321番7地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸23番5からいなべ市員弁町市之原字細谷4番1まで
県道四日市東員線	四日市市山城町字源治山45番13地先から四日市市北山町字谷尻1785番2まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪512番16から亀山市野村2丁目183番2まで

- 2 指定する期日 平成21年4月1日

- 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法

0.12メートル以上（又は横寸法 0.12メートル以上、縦寸法 0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

三重県告示第 144 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、堤防と一般県道小牧小杉線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部維持管理室及び三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 河川の名称
二級河川朝明川水系朝明川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
朝明川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
四日市市小牧町字東川原 3157 番地先から同市札場町字川北 51 番 2 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 三重県知事 野呂 昭彦
津市広明町 13 番地
- 5 管理の内容
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
平成 21 年 3 月 6 日から道路の存続する日まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 18 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、平成 20 年 11 月 30 日執行の三重県議会議員亀山市選挙区補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年11月30日執行 三重県議会議員亀山市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

7,137,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長田 隆尚	所属党派	無所属	期間	平成20年12月7日から	第2回分
出納責任者氏名	井崎 能孝				平成20年12月24日まで	

収入			支出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
主たる寄附		0 円	人件費	0 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	11,674
			交通費	0
			印刷費	0
				(内公費負担に係る経費 0)
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	11,674
前回計		3,943,960	前回計	4,261,242
総計		3,943,960	総計	4,272,916

前回計のうち支出についてのみ公費負担に係る経費(642,978円)が含まれています。

報告書受理年月日	平成21年2月12日	第2回報告分
----------	------------	--------

三重県選挙管理委員会告示第 19 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
生中ただつぐ後援会	重倉成則	三浦明	伊賀市岩倉 474-1	
上田のりひさ後援会	上田宗久	米村元一	伊賀市大野木 1408	
空森しげゆき後援会	廣岡健夫	空森栄彦	伊賀市菖蒲池 14-4	
たけだ哲彦後援会	竹田哲彦	竹田房子	松阪市宮町 283-4	
谷口守行後援会	村田昭生	谷口光正	度会郡大紀町滝原 1366-1	
谷口守行・大紀町・元気会	谷口光正	西村有為	伊勢市中村町 955-1	
中井洸一後援会	前川勇雄	橋本齋	伊賀市丸柱 1258-2	
西澤民郎後援会	永持嘉宣	久岡有一	伊賀市出後 708	
松阪の確かな未来をつくる会	沼田宣雄	中山清治	松阪市大阿坂町 1078-1	
やながわ平和後援会	星野輝夫	星野輝夫	三重郡川越町豊田一色 15-2	
山下ひろや後援会	山下勝	山下浩輝	三重郡川越町当新田 113	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
社会民主党三重県連合	会計責任者	小林敏夫	服部親三	政党
自由民主党安濃支部	主たる事務所の所在地	津市安濃町清水 1	津市安濃町中川 678	政党
自由民主党安濃支部	代表者	太田昭雄	奥山辰夫	政党
自由民主党松阪支部	主たる事務所の所在地	松阪市茶与町 28-2	松阪市宮町 146-1	政党
自由民主党松阪支部	代表者	岡田嘉典	中西八	政党
自由民主党三重県熊野市第一支部	会計責任者	森本繁史	倉中亀男	政党
禁中宮（南朝残裔府）	代表者	澤克彦	吉田正幸	
桑名医師連盟	代表者	伊藤勉	新山宏二	
桑名医師連盟	会計責任者	青木大五	廣田久佳	
小林まさし後援会	代表者	森岡孝郎	中村俊雄	
清水孝哉後援会	代表者	浦口一彦	笠井信隆	
税理士による川崎二郎後援会	国会議員関係 政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び 公職の種類)	法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会 議員関係政治団体 川崎二郎 衆議院議員	国会議員関係 政治団体以外の 政治団体	
高橋まもる後援会	代表者	高橋久美子	高橋護	
長谷川寛後援会	代表者	大附紘二	長谷川寛	
前田みのる後援会	主たる事務所の所在地	亀山市関町木崎 1702	亀山市関町坂下 94-1	
桃井隆子後援会	代表者	辻村京俊	大井立夫	
森よしあき後援会	会計責任者	森雅之	森一男	

三重県選挙管理委員会告示第 20 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、

で、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成21年3月6日

政治団体の名称	解散年月日	備考
青山次夫後援会	平成20年12月20日	
市川ただお後援会	平成20年12月28日	
今井博昭をはげます会	平成20年12月26日	
岩名秀樹後援会	平成20年12月31日	
笠井和生後援会	平成20年12月31日	
禁中宮（南朝残裔府）	平成20年12月31日	
市民力の会	平成20年12月31日	
空森しげゆき後援会	平成21年1月7日	
谷口守行鳥羽を元気にする会	平成20年12月20日	
長谷川寛後援会	平成20年10月12日	
藤田いさお後援会	平成20年12月31日	
矢島正浩後援会	平成20年12月31日	
山田のぶひろ後援会	平成20年12月31日	

三重県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出並びに同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき告示します。

平成21年3月6日

三重県選挙管理委員会委員長 大橋純郎

1 資金管理団体の指定

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
上田宗久	市議会議員	上田のりひさ後援会	伊賀市大野木1408	上田宗久

2 資金管理団体の指定の取消し

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岩名秀樹	市長	平成懇話会	四日市市堀木1-3-25	岩名秀樹
矢島正浩	市議会議員	矢島正浩後援会	四日市市八千代台 1-1-148	矢島正浩
山田信博	町長	山田のぶひろ後援会	三重郡川越町大字豊田 410-1	山田信博

3 資金管理団体でなくなった旨の届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
大附紘二	市議会議員	長谷川寛後援会	四日市市三栄町1-28	長谷川寛

三重県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成21年3月6日

三重県選挙管理委員会委員長 大橋純郎

青山次夫後援会

報告年月日

平成21年2月2日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

市川ただお後援会

報告年月日

平成 21 年 1 月 26 日

1	収入総額			71,350 円
	前年繰越額			0 円
	本年收入額			71,350 円
2	支出総額			71,350 円
3	差引額			0 円
4	収入の内訳			
	寄附			
	個人分			71,350 円
5	支出の内訳			
	経常経費			41,350 円
	備品・消耗品費			41,350 円
	政治活動費			30,000 円
	選挙関係費			30,000 円
6	寄附の内訳			
	(個人分)			
	中川 恵子	5,000 円	三重郡菰野町	
	市川 忠男	66,350 円	三重郡菰野町	

今井博昭をはげます会

報告年月日

平成 21 年 1 月 13 日

1	収入総額			0 円
	前年繰越額			0 円
	本年收入額			0 円
2	支出総額			0 円
3	差引額			0 円

岩名秀樹後援会

報告年月日

平成 21 年 1 月 19 日

1	収入総額			0 円
	前年繰越額			0 円
	本年收入額			0 円
2	支出総額			0 円
3	差引額			0 円

笠井和生後援会

報告年月日

平成 21 年 1 月 6 日

1	収入総額			197,900 円
	前年繰越額			197,900 円
	本年收入額			0 円
2	支出総額			0 円
3	差引額			197,900 円

禁中宮(南朝残裔府)

報告年月日

平成 21 年 1 月 5 日

1	収入総額			0 円
	前年繰越額			0 円
	本年收入額			0 円
2	支出総額			0 円
3	差引額			0 円
4	資産等の内訳			
	建物			

伊勢市

66 m² 1,000,000 円 H18.1.4

伊勢市

49.5 m² 500,000 円 H18.1.4**市民力の会**

報告年月日

平成 21 年 1 月 7 日

1 収入総額	19,673 円
前年繰越額	19,673 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 差引額	19,673 円

谷口守行鳥羽を元気にする会

報告年月日

平成 21 年 1 月 13 日

1 収入総額	4,725 円
前年繰越額	4,725 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 差引額	4,725 円

長谷川寛後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

長谷川 寛

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市議会議員

報告年月日

平成 21 年 1 月 19 日

1 収入総額	969,620 円
前年繰越額	969,620 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	791,241 円
3 差引額	178,379 円
4 支出の内訳	
経常経費	791,241 円
光熱水費	48,357 円
事務所費	742,884 円

藤田いさお後援会

報告年月日

平成 21 年 1 月 30 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 差引額	0 円

矢島正浩後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

矢島 正浩

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市議会議員

報告年月日

平成 21 年 1 月 7 日

1 収入総額	21,625 円
前年繰越額	21,625 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 差引額	21,625 円

山田のぶひろ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

山田 信博

資金管理団体の届出に係る公職の種類

町長

報告年月日

平成 21 年 1 月 13 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円

本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 差引額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 23 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 19 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

青山次夫後援会

報告年月日 平成 21 年 2 月 2 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 翌年への繰越額	0 円

禁中宮（南朝残裔府）

報告年月日 平成 21 年 1 月 5 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 翌年への繰越額	0 円
4 資産等の内訳	

建物

伊勢市 66 m² 1,000,000 円 H18.1.4

伊勢市 49.5 m² 500,000 円 H18.1.4

倉田寛次を励ます会

報告年月日 平成 21 年 2 月 4 日

1 収入総額	10,250 円
前年繰越額	10,250 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	10,250 円
3 翌年への繰越額	0 円
4 支出の内訳	
経常経費	10,250 円
備品・消耗品費	10,250 円

政治結社伊勢神威塾

報告年月日 平成 20 年 12 月 26 日

1 収入総額	320,000 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	320,000 円
2 支出総額	320,000 円
3 翌年への繰越額	0 円
4 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	320,000 円
	32 人
5 支出の内訳	
政治活動費	320,000 円
その他の経費	320,000 円

空森しげゆき後援会

報告年月日	平成 21 年 1 月 7 日	
1 収入総額		0 円
前年繰越額		0 円
本年收入額		0 円
2 支出総額		0 円
3 翌年への繰越額		0 円

森淳之祐後援会

報告年月日	平成 21 年 1 月 6 日	
1 収入総額		0 円
前年繰越額		0 円
本年收入額		0 円
2 支出総額		0 円
3 翌年への繰越額		0 円

三重県選挙管理委員会告示第 24 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 18 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

空森しげゆき後援会

報告年月日	平成 21 年 1 月 7 日	
1 収入総額		0 円
前年繰越額		0 円
本年收入額		0 円
2 支出総額		0 円
3 翌年への繰越額		0 円

三重県選挙管理委員会告示第 25 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 17 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

空森しげゆき後援会

報告年月日	平成 21 年 1 月 7 日	
1 収入総額		0 円
前年繰越額		0 円
本年收入額		0 円
2 支出総額		0 円
3 翌年への繰越額		0 円

監査委員公表

監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県監査委員 鈴 木 周 作

三重県監査委員	永	田	正	巳
三重県監査委員	前	田	剛	志
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成 21 年 1 月 5 日
- 2 請 求 人 住 所 いなべ市大安町石樽南 1531 番地 1
氏 名 仲 筋 泰 広

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 求人の陳述等

平成 21 年 2 月 10 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県県土整備部職員の陳述を聴取した。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査 第 143号

平成 21 年 3 月 2 日

仲 筋 泰 広 様

三重県監査委員 鈴木 周 作
三重県監査委員 永 田 正 巳
三重県監査委員 前 田 剛 志
三重県監査委員 田 中 正 孝

住民監査請求について

平成 21 年 1 月 5 日に提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第 1 監査の請求

1 請求の趣旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

- (1) 桑名建設部道路保全課(現:桑名建設事務所保全室)職員(以下「職員」という)は、国道 365 号員弁郡東員町長深地内における道路沿いの空間に全く無駄な防護柵を設置した。道路沿いの空間は、ドライバーの昼食時の一時休憩場所や冬場の凍結時におけるチェーンの装着場所としての利用、並びにパンク時その他事故時の緊急避難場所として活用される貴重な空間で、防護柵で封鎖することによって、道路沿いの空間に施したアスファルト舗装は全くの無駄な工事となり、これらの行為は公務の目的を見失った、税金の垂れ流し事件である。
- (2) 職員 4 名は自治会の要望やゴミの不法投棄を理由に、安易に上記道路沿いの空間に侵入禁止の防護柵を設置したものであり、柵の設置によって車両からのゴミ投棄範囲が拡大するとともに、ゴミの回収にも手間暇がかかるようになってしまっている。
- (3) 以上のことから、道路沿いの空間を封鎖して車両進入を妨げる防護柵を撤去するとともに、防護柵設置等に要した金額 683,759 円と、当該防護柵撤去に要する経費については職員 4 名が補填することを求める。
- (4) さらに、道路の管理がおざなりで、段差のためタイヤが当たるとパンクしたり、必要以上にタイヤが磨耗したりで、走行する県民に経済的負担を与えている。東員町長深地内に限らず、いなべ市北勢町や大安町において補修が必要な場所が放置されている。このことから、本来の道路管理業務を怠り、道路を凸凹にしたまま放置した上記職員の職務手当等の減額を求める。

2 監査対象事項

監査対象事項は、「職員が国道 365 号の道路沿いの空間に仮設防護柵を設置した一連の工事に係る経費は違法又は不当な公金の支出に当たるか。」とした。

3 対象部局の監査等

平成 21 年 1 月 29 日に、事務局職員による桑名建設事務所の予備監査を実施した。

また、平成 21 年 1 月 14 日及び 23 日、並びに 2 月 2 日及び 20 日に、監査委員又は事務局職員による現地調査を実施した。

第 2 事実関係の調査

1 道路の状況

請求人の主張する防護柵設置にかかる業務は、国道 365 号のうち、いなべ市大安町片樋から四日市市小牧町に至る通称員弁バイパス（以下「当該区間」という。）の員弁郡東員町長深地内で施工された。当該区間は 4 車線の計画で用地買収も終えているが、原則としていなべ市から四日市市方向に向かう車線（以下「下り線」という。）側を施工して暫定 2 車線で供用開始したもので、将来の交通量の増加に対応して四日市市からいなべ市方向へ向かう車線（以下「上り線」という。）側を拡幅施工して 4 車線とする予定である。

平成 20 年 3 月 5 日付け道第 10-3 号（道路）維持業務指示書により仮設防護柵が設置された箇所（以下「設置箇所」という。）付近には、東海環状自動車道の東員インターチェンジ（仮称）（以下「東員 IC」という。）が設置される計画であり、設置箇所付近から東員 IC にアクセスするとの具体的な計画に基づき、設置箇所付近において、下り線側に左折専用車線を上り線側に右折車線を確保できる幅員で舗装工まで施工している。設置箇所付近において舗装幅員は広いものの、供用開始時点では左折専用車線及び右折車線として利用せず、通常走行すべき車道と区別する必要があるため、桑名建設事務所は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）（以下「道路標示命令」という。）別表第 3 に規定する車道外側線及び車道中央線を表示するとともに、運転者の視線を誘導し、交通の安全と円滑を図るため、通常走行すべきでない車道外側の部分には道路標示命令別表第 3 に規定する導流帯（通称ゼブラゾーン）を設けた。

2 仮設防護柵設置

この導流帯に、トラック等の大型車両が昼間、縦列駐車するようになり、ごみの不法投棄を招くこととなったため、地元自治会からの要望もあり、東員町建設部長から桑名建設事務所企画保全室保全課長あてに「国道 365 号バイパスの駐停車車両について（お願い）」（平成 20 年 2 月 19 日付け）と題する文書が出された。桑名建設事務所は上記文書が提出されるまでに、こうした導流帯への縦列駐車や不法投棄の事実について承知していた。

文書の提出を受けて、桑名建設事務所は国道 365 号を含む旧員弁郡地域の交通安全施設の維持修繕委託業者に対し、平成 20 年 3 月 5 日付け道第 10-3 号（道路）維持業務指示書を交付し、仮設防護柵設置工事を命じている。工事は平成 20 年 3 月 6 日から開始され、桑名建設事務所資材倉庫にあったガードレールと、平成 20 年 3 月 5 日付け道第 10-4 号（道路）維持業務指示書で撤去・運搬を命じた既設防護柵の基礎ブロック（71 個）を利用して、下り線

の導流帯には延長 93m、上り線の導流帯には延長 185mの防護柵を設置し、同年 3 月 19 日には完成している。同日、委託業者から（道路）維持業務完了届が提出され、維持修繕工事として 3 月 31 日の検査後、4 月 7 日に（道路）維持業務指示書平成 20 年 3 月 5 日付け道第 10-3 号及び平成 20 年 3 月 5 日付け道第 10-4 号にかかる一連の工事の代金計 683,759 円が支出されている。

第 3 監査委員の判断

1 結論

監査対象部局の監査の結果等から総合的に判断すると、国道 365 号の道路沿いの空間に仮設防護柵を設置した一連の工事は無駄な工事であるとは認められず、当該経費が違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められない。

従って、本請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 結論に至った理由

- (1) 請求人は、員弁郡東員町長深地内における国道 365 号道路沿いの空間について、ドライバーの昼食時の一時休憩場所や冬場の凍結時におけるチェーンの装着場所としての利用、並びにパンク時その他事故時の緊急避難場所として活用される貴重な空間であり、道路建設時からアスファルト工事がなされているにも関わらず、車両が進入できないように仮設防護柵で封鎖した業務は、大金をつぎ込んだ無駄な工事であると主張する。

第 2 の 1 で述べたように、仮設防護柵が設置された道路沿いの空間は国道 365 号と東海環状自動車道東員 IC の取付道路との交差点となる予定箇所、東員 IC の開通までは左折専用車線及び右折車線として利用せず、通常走行すべき車道と区別するため、通常走行すべきでない部分に導流帯表示し、併せて運転者の視線を誘導することで交通の安全と円滑を図ったものである。右折等車線の利用開始前にも関わらず舗装がなされていることについて、桑名建設事務所の主張にあるように、既に供用されている 2 車線の交通遮断に伴う障害や歩道にかかる手戻り工事の発生を回避するためであって、運転者の休憩場所や緊急避難場所として整備されたものでないことは首肯できることである。

従って、導流帯表示箇所において、運転者の視界障害を招き、交通事故を誘発する要因となる大型車両の縦列駐車やごみの不法投棄を防止するため防護柵を設置して車両の進入を禁止したことは、道路管理者として必要があると判断したものと認められるものであり、無駄であったとはいえない。

また桑名建設事務所は、仮設防護柵設置に要したガードレールや基礎ブロックが、資材倉庫や既設防護柵にあるものを利用しただけであるため、設置代と交通誘導員の人件費のみの費用で済み、別途材料費が必要なバリケードやラバーコーンの設置と比べて頑丈かつ安価であると主張しており、経済性にも配慮していることがうかがえる。

- (2) 請求人は、職員が不法投棄されたごみの量について基礎データを把握していないにも関わらず、自治会からの要望をうのみにして安易に侵入禁止の防護柵を設置しており、しかも防護柵設置によって車両からのごみ投棄範囲が拡大し、ごみの回収にも手間暇がかかるよう

になったとも主張する。

確かに桑名建設事務所はごみの量など具体的な数字を把握していたわけではないが、交通量の増加による導流帯への縦列駐車や不法投棄が、平成 19 年 11 月の当該区間の四日市市側開通以降、顕著になったと認識しており、そのことは平成 20 年 2 月に提出された東員町の要望書にある地元の清掃活動実績や現地写真等からも容易に推定できるのであって、請求人が主張するように安易に仮設防護柵設置に及んだわけではないと認められる。

また、防護柵設置によりごみの投棄範囲が拡大するとともに、ごみの回収にも手間暇がかかるようになったとの主張については、当該主張を裏付ける根拠が具体的に摘示されておらず、このことについては判断できない。

- (3) なお、請求人は当該仮設防護柵設置に関して、本来の道路管理業務はおざなりで凸凹だらけに放置しておきながら意味のない業務に大金をつぎ込んでいるとも主張しており、このことについて、職員の職務手当等の減額を求めている。

請求人は段差でタイヤが当たるとパンクすると主張しており、そのような箇所があれば直ちに補修すべきことは明白であることから、念のためその箇所の特定を求めたところ、国道306号北勢大橋ほか5箇所が陳述時に摘示された。

特定された箇所は、いずれも道路と橋りょうとの境部分であり、構造上、多少の段差が生じることはやむを得ないものと思われるところ、必要な箇所については平成 20 年 12 月までに段差の補修が行われており、今後段差の進行が予見される箇所については補修するよう準備を行っているが、いずれにしても現状ではタイヤが当たるとパンクするような危険な状態とは認められない。

以上のことから、請求人は、具体的な箇所を挙げているものの、道路補修の必要性や損害発生危険性について客観的に摘示したとは言えず、当該主張は道路の段差補修と仮設防護柵設置とにかかる優先順位付けそのものが違法又は不当であるとの主張と解される。

ところで法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法もしくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求する事ができる旨規定している。

当該規定は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計行為について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであり、請求については職員の具体的な財務会計行為に限るものであるとされていることからすると、道路の維持管理にかかる優先順位付けそのものに関する当該主張は、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実についての監査を求めるものには該当しない。

監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 21 年 1 月 19 日から平成 21 年 2 月 27 日までに実施しました監査について、平成 21 年 2 月 27 日に県議会議長、知事及び関係各種委員会の長に提出した監査結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	永	田	正	巳
三重県監査委員	前	田	剛	志
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象範囲

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

平成19年度における財政的援助に係る出納、その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては、団体改革の取組など経営状況等も併せて監査しました。

(2) 監査対象期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（平成18年度分を一部含む）

(3) 監査実施団体数

財政的援助団体等監査は、監査対象団体選定基準（平成19年11月施行）に基づく監査対象349団体のうち、出資（出捐）団体16団体、公の施設管理団体1団体及び補助金等交付団体25団体を選定のうえ、平成21年1月19日から平成21年2月27日まで監査を実施しました。

なお、監査実施団体及び監査実施年月日等は、別表のとおりです。

3 監査の実施方法

監査実施42団体のうち、実地監査15団体、書面監査27団体を次の方法により実施しました。

(1) 実地監査は、監査実施団体に出向き、事務局職員が関係諸帳簿及び証拠書類との照合等により行った予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、現地で関係者から事情聴取を行うなどにより実施しました。

(2) 書面監査は、事務局職員が行った予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じて追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。

〔監査実施状況〕

区 分	選 定 基 準	監査対象 団 体 数	予備監査	委 員 監 査	
				実地監査	書面監査
出資（出捐）団体	県出資比率25%以上	31	16	5	11
公の施設管理等団体	公の施設管理委託	7	1		1
補助金等交付団体	1事業1,000万円以上及び その他特に監査委員が必 要と認めたもの	311	25	10	15
計		349	42	15	27

(注)1 出資（出捐）団体が補助金等交付団体及び公の施設管理団体と重複する場合には、出資（出捐）団体として整理している。

2 補助金等交付団体とは、負担金、補助金、交付金の交付団体及び貸付金の貸付団体をいう。

〔県所管部別監査実施状況〕

部局名	出資（出捐）団体	公の施設	補助金等交付団体	計
政策部			2	2
総務部			1	1
防災危機管理部			1	1
生活・文化部	3		4	7
健康福祉部	1		3	4
環境森林部	2		1	3
農水商工部	5		9	14
県土整備部	3			3
教育委員会	1	1	3	5
警察本部	1		1	2
計	16	1	25	42

4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点で実施しました。

(1) 出資（出捐）団体

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか。
- ・ 決算諸表等は、法令等に準拠して作成されているか。
- ・ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・ 出資に係る出納事務は、適切に処理されているか。
- ・ 三重県外郭団体改革方針に基づき改革に取り組まれているか。

(2) 公の施設管理団体

- ・ 施設の管理は、契約の目的に沿って適正、効率的に行われているか。
- ・ 使用料等の出納は、適正に行われているか。
- ・ 委託料の金額は妥当か、受入時期及び手続きは、適正に行われているか。

(3) 補助金等交付団体

- ・ 補助等の事業は、交付要綱等及び交付条件に従って目的どおり実施されているか。
- ・ 補助等事業は、交付目的である成果が十分得られているか。
- ・ 補助金等は、当該団体の予算書及び決算書に適正に計上されているか。
- ・ 補助等事業は、計画的かつ効果的な執行となっているか。
- ・ 補助金等は、適切に管理され、補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 補助金等で購入した備品等は適切に管理されているか。
- ・ 補助事業等で外部委託、工事発注、備品購入等する場合、透明性、競争性が確保されているか。

第2 監査の結果及び意見

出資（出損）団体

出資（出損）団体を監査した結果は次のとおりである。

財団法人三重県文化振興事業団（生活・文化部）（県出資額 2,000,000 千円 県出資比率 100.0%）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
未収金	平成 19 年度発生 of 貸館等使用料の未収金が、平成 20 年 10 月末現在において 386,360 円ある。
資金前渡金の精算	資金前渡金精算書が作成されていなかった。
資産	車両 1,313,415 円が簿外資産となっているが、固定資産計上基準を設け、資産計上していくことが望ましい。

[所管部局に対する意見]

事業団の会計事務等について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、今後、適正な処理やその検討を行うよう指導されたい。

（所管室名：文化振興室）

財団法人三重県立美術館協力会（生活・文化部）（県出資額 15,000 千円 県出資比率 33.3%）

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

財団法人国史跡齋宮跡保存協会（生活・文化部）（県出資額 50,000 千円 県出資比率 46.0%）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
規程整備	経理規程に関する細則が定められていなかった。
物品購入	物品購入時の検収記録がされていなかった。
収納事務	講座体験の参加費等に係る金銭の金融機関への収納が、直ちにされていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 県と協会で締結された「齋宮博物館受付業務委託契約書」において、県は、委託業務の検収をした後、協会に対して通知を行うこととなっているが、通知がされていなかったため、今後は、適正に通知を行う必要がある。

（所管室名：文化振興室）

- (2) 協会の会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管室名：文化振興室）

財団法人三重ボランティア基金（健康福祉部）（県出資額 300,000 千円 県出資比率 39.2%）

[監査結果及び意見]

- (1) 平成 19 年度の支出については、事業費が 5,072 千円であることに對し、管理費が 9,345 千円となっており、管理費が総支出額の約 65%を占めている。「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」において、管理費は可能な限り総支出額の 2 分の 1 以下とすることとされていることから、事業費の拡大又は管理費の削減等について検討されたい。

また、管理費の中には三重県社会福祉協議会への負担金が含まれているが、その積算根拠が明確でないため、負担金の積算根拠を明確にされたい。

- (2) ボランティア団体への助成事業の事業実績報告書に提出日の記載のないもの、事業完了日に誤りがあるもの等があったため、「三重ボランティア基金助成事業実施規定」に基づき、今後、適正な処理を行われたい。

[所管部局に対する意見]

ボランティア基金の平成 19 年度の支出については、事業費が 5,072 千円であることに對し、管理費が 9,345 千円となっており、管理費が総支出額の約 65%を占めている。「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」において、管理費は可能な限り 2 分の 1 以下とすることとされていることから、事業費の拡大又は管理費の削減等について指導されたい。（所管室名：社会福祉室）

財団法人三重県環境保全事業団（環境森林部）（県出資額 48,290 千円 県出資比率 31.0%）

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

社団法人三重県緑化推進協会（環境森林部）（県出資額 137,248 千円 県出資比率 41.0%）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
会計規定	別途定めるとなっている会計帳簿の種類、及びその保存期間についての規定が定められていなかった。
旅費	県の旅費規程に準じて支給されているが、旅費規定が定められていなかった。

[所管部局に対する意見]

協会の会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう、指導されたい。（所管室名：環境森林総務室）

財団法人三重県農林水産支援センター（農水商工部）（県出資額 2,321,000 千円 県出資比率 83.8%）

[監査結果及び意見]

- (1) 当センターは中期計画（平成 17 年度～21 年度）を策定し、計画に基づき財政運営を安定化させることにより、計画期間終了時点においても、当センターの

運営が継続可能な繰越金を確保することとしている。しかしながら、一般正味財産が平成17年度から19年度の3カ年の計画期間内で7億6,950万円減少しており、厳しい経営状況が続いているため、経営状況の分析を行い、引き続き経営改善に取り組まれない。

- (2) 貸借対照表の負債の部に表示されている、安心食材表示制度推進事業引当金、遊休農地整備事業引当金については、利益留保性引当金であるため、正味財産の部に表示する必要がある。また、退職給付金について引当金は計上されているものの、85,410千円の引当不足が生じているので、早急な対応を行われたい。
- (3) 会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
人件費	職員の住居手当の認定にあたり、登記簿等、必要書類の添付が確認できないものがあった。 時間外勤務手当について、勤務伺いの決裁漏れが見受けられた。
委託契約	魅力づくり支援事業委託業務において、契約書に個人情報取扱事務委託基準に基づく「個人情報の保護に関する事項」が設けられていなかった。

[所管部局に対する意見]

当センターは中期計画に基づき改善を進めている途中であり、厳しい経営状況が続いているため、経営改善に向け、今後も引き続き指導、助言等を行われたい。

また、会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理を指導されたい。
(所管室名：担い手室)

財団法人三重県産業支援センター(農水商工部) (県出資額 647,408 千円 県出資比率 49.1%)

[監査結果及び意見]

- (1) 小規模企業者等設備貸与事業などにかかる未収金は、全体として昨年度より減少したものの、依然として約2億4,300万円が未収となっているので、連帯保証人への請求や法的措置の実施など、引き続き収納促進に努められたい。
また、簿外管理とした債権については、「未収貸与料債権管理規定」に基づき、管理すべき債権と管理の必要のない債権に区分し、適切な債権管理を行われたい。
- (2) メッセウイングみえの建物、附属設備等のうち、補助金等を財源として取得した財産について、指定正味財産として計上すべきものを一般正味財産に計上しているなど、財務諸表の表示が誤っているものが見受けられたので、財務諸表を正確に表示されたい。
- (3) 会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
物品購入	産業人材育成基盤整備事業費補助金により購入した備品の検収記録がなかった。
支出事務	小売商業経営革新総合支援事業補助金により開催した講演会の講師等謝金について、単価の根拠が不明確であった。

状況報告	三重県事業共同化等連携事業等促進診断事業費補助金、産業人材育成基盤整備事業費補助金の状況報告書が県に提出されていなかった。
財産管理	産業人材育成基盤整備事業費補助金により取得した財産の台帳が整備されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 小規模企業者等設備貸与事業などにかかる未収金は、全体として昨年度より減少したものの、依然として約2億4,300万円が未収となっているので、連帯保証人への請求や法的措置の実施など、引き続き収納促進を図られるよう指導されたい。
- また、簿外管理とした債権については、「未収貸与料債権管理規定」に基づき、管理すべき債権と管理の必要のない債権に区分し、適切な債権管理を行うよう指導されたい。(所管室名：金融経営室)
- (2) 会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理について指導されたい。(所管室名：商工振興室)

財団法人三重県水産振興事業団(農水商工部)(県出資額3,050,000千円 県出資比率68.2%)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
会計処理	資源増大実証事業費補助金により取得した潜水用レギュレーターについて、固定資産として整理すべきところ、消耗品として整理していた。
人件費	扶養手当認定簿について、記載もれがあった。 時間外命令簿について1か月分をまとめて命令を受けていた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理について指導されたい。(所管室名：水産資源室)
- (2) 事業団の県出えん金残高について、平成18年度に「伊勢湾漁業対策基金」を設けた際、50,000千円を県の出えん金から取崩しているが、県の公有財産台帳の出資残高については、取崩し前の金額で記載されていることから、今後、適正に処理されたい。(所管室名：水産資源室)

三重県信用保証協会(農水商工部)(県出資額8,577,987千円 県出資比率35.1%)

[所管部局に対する意見]

協会の把握する県出えん金残高については、平成10年10月に金融機関の貸し渋り対策として導入された金融安定化特別基金38億5,100万円が含まれている。

しかし、同基金は、当協会の代位弁済額に充当されることから、毎年取崩され、平成19年度末現在5億6,112万9,589円となっている。

県公有財産台帳の出資金残高については、取崩し前の金額で記載されていることから、実態と合致していないので、今後適正に処理されたい。

(所管室名：金融経営室)

社団法人三重県青果物価格安定基金協会(農水商工部)(県出資額 119,000千円 県出資比率28.2%)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
台帳の未整備	基本財産台帳、特別基金台帳、現金出納帳、物品台帳が作成されていなかった。
旅費	旅行者が旅行後に「出張命令簿兼旅費請求書」を作成していた。旅費を受領した者の領収印又はサインがなかった。

[所管部局に対する意見]

協会の会計処理規程に定める会計帳簿のうち、基本財産台帳、現金出納帳などが作成されていなかったため、適切な処理及び内部チェック体制の確立に努めるよう指導されたい。

また、当協会の会計処理規程と旅費支給規則の運用について、物品出納、旅費の支給事務等で不備がみられたので、適切に処理するよう併せて指導されたい。

(所管室名：農畜産室)

三重県土地開発公社(県土整備部)(県出資額 5,200千円 県出資比率 100.0%)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

三重県道路公社(県土整備部)(県出資額 1,750,000千円 県出資比率 100.0%)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

財団法人三重県下水道公社(県土整備部)(県出資額 28,000千円 県出資比率 50.0%)

[監査結果及び意見]

(1) 会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
人件費	職員の特殊勤務手当の支給誤りが1件あった。
支出事務	個人のクレジットカードによる立替払いが1件あった。支出命令書の押印漏れが見受けられた。
契約事務	三重県流域下水道汚泥処理業務において、実績報告書の起案が保存されていなかった。
財務諸表	正味財産の部に表示されるべき普及啓発引当金が、負債の部に表示されていた。

- (2) 収入は本部でしか収納できないことに対し、支出は各浄化センターでもできることとなっている。このため、浄化センターの総勘定元帳には支出額しか現れてこないのので、本支店会計を用いるなど、会計処理を工夫されたい。

[所管部局に対する意見]

- (1) 収入は本部でしか収納できないことに対し、支出は各浄化センターでもできることとなっている。このため、浄化センターの総勘定元帳には支出額しか現れてこないのので、会計処理について指導されたい。(所管室名：下水道室)
- (2) 会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理について指導されたい。(所管室名：下水道室)

財団法人三重県武道振興会(教育委員会)(県出資額 10,000 千円 県出資比率 49.5%)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務規則	最新の公益法人会計基準に適合していなかった。
危機管理	事故等に対するマニュアルが定められていなかった。
契約事務	財務規則で2者以上の見積書を徴収することとなっている契約について、1者のみの見積りしかないものがあった。
備品管理	備品台帳が作成されていなかった。 備品ラベルが貼付されていなかった。

[所管部局に対する意見]

会計事務等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、適正な事務処理について指導されたい。(所管室名：スポーツ振興室)

財団法人暴力追放三重県民センター(警察本部)(県出資額 738,100 千円 県出資比率 69.8%)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

公の施設管理団体

公の施設管理団体（指定管理者）を監査した結果は次のとおりである。

財団法人三重県体育協会（対象施設：三重県営鈴鹿スポーツガーデン）（教育委員会）

[監査結果及び意見]

- (1) 平成 19 年度の体育館の成果目標を、施設利用人数 75,000 人と定めているが、実績では 41,402 人と目標を大きく下回っており、目標が達成されていない状況にあるので、分析を行い、目標達成のための検討を行なわれたい。
- (2) 平成 19 年 4 月 1 日に、新たに鈴鹿スポーツガーデン体育館の指定管理者として指定を受けたことに伴い、監視業務、清掃業務等について再委託を行ったが、事前に県教育委員会の承認を得ていなかったため、今後、適正に処理されたい。

[所管部局に対する意見]

- (1) 平成 19 年度の体育館の成果目標を、施設利用人数 75,000 人と定めているが、実績では 41,402 人と目標を大きく下回っており、目標が達成されていない状況にあるので、目標達成について指導されたい。（所管室名：スポーツ振興室）
- (2) 当協会は、平成 19 年 4 月 1 日に新たに鈴鹿スポーツガーデン体育館の指定管理者として指定を受けたことに伴い、監視業務、清掃業務等について再委託を行ったが、事前に県教育委員会の承認を得ていなかったため、今後、適正に処理するよう指導されたい。（所管室名：スポーツ振興室）

補助金等交付団体

補助金等交付団体を監査した結果は次のとおりである。

生活交通路線維持費補助金（政策部）

(1) 補助金の概要

地方バス運行の維持を図り地域住民の福祉を確保するため、三重交通株式会社に対し、広域的・幹線的な生活交通路線として必要なバス路線の維持費及び車両購入費の一部を補助する。（補助率 1/2 以内）

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
三重交通株式会社	252,151,000 円	概ね適正に処理されていた。

(3) 所管部局に対する意見

補助対象経費の算出方法が、「三重県バス運行対策費補助金交付要領」の第 4 条及び第 5 条で定めた方式と同要領第 1 号様式「交付申請書」の方式で異なっていた。国に確認したところ、交付申請書の様式による算出方法が適正であったので、早急に要領を改正されたい。（所管室名：交通政策室）

市町振興事業基金交付金（政策部）

(1) 交付金の概要

特定の宝くじ（サマージャンボ・オータムジャンボ）の収益を市町の事業の財源とするため、一括して県から（財）三重県市町村振興協会へ交付し、協会から県内市町へ貸付や交付等を行う。（補助率 全額）

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	交付金額	監査結果及び意見
財団法人 三重県市町村振興協会	1,099,736,126 円	サマージャンボ宝くじの収益金を原資とする基金を市町に貸し付ける際には、「基金貸付細則」により協会が審査することになっているが、審査が不十分であるので、協会としても十分な審査を行われたい。オータムジャンボ宝くじの収益金は、均等割及び市町から報告のあった人口割により配分しているが、人口の報告誤りがあったので、当該報告数値の正確性について検証する仕組みを検討されたい。

(3) 所管部局に対する意見

当該交付金は、全国的な制度設計に基づいて県から協会へ交付するものであり、県の役割が明確でない。県の役割を明確にし、用途や手続を定めた交付要領を定められたい。（所管室名：市町行財政室）

三重県職員互助会助成金（総務部）

(1) 助成金の概要

地方公務員法第 42 条に定められる地方公務員の厚生制度を効率的・効果的に実施するため、三重県職員互助会の実施する事業に対して助成し、職員の福利の増進を図る。
(補助率 10/10、1/2)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	助成金額	監査結果及び意見
財団法人 三重県職員互助会	17,208,000 円	県への事業実績報告書について、助成金交付要領に定める様式に基づき報告されていないので、今後は所定の様式により報告されたい。

(3) 所管部局に対する意見

事業実績報告書について、助成金交付要領に定める様式に基づき報告されていないので、所定の様式により報告するよう団体に対して指導されたい。

(所管室名：福利厚生室)

三重県防災行政無線運営協議会負担金（防災危機管理部）

(1) 負担金の概要

三重県防災行政無線運営協議会の主たる業務である県防災行政無線設備の保守管理等に要する経費として、三重県防災行政無線運営協議会分担金基準に基づき、県、市町、四日市港管理組合、消防本部が分担するものである。
(負担率 定額)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	負担金額	監査結果及び意見
三重県防災行政無線運営協議会 (事務局：防災危機管理部防災対策室内)	130,725,208 円	<p>県の防災対策室長は、県負担金交付決定の決裁者と当協議会の負担金申請並びに受入事務の決裁者を兼務している。また協議会として、出納責任者等の設置や審査が行われずに支出事務手続きが実施されている。このため、兼務の解消、支出審査体制の構築により、組織上のリスク軽減に努められたい。</p> <p>会計規程など経理に関する根拠規定がないまま、一般競争入札等契約事務の執行や支出項目間の流用がなされている。また検収記録が行われていない等の事案があった。このため、規定等を整備し、適正に処理されたい。</p> <p>負担金にかかる実績報告書が提出期限までに提出されていないので、会計監査の時期を5月に前倒しする等の対応により、提出期限を遵守されたい。</p>

(3) 所管部局に対する意見

防災対策室長は、県負担金の交付決定の決裁権者と当協議会の負担金申請及び受入事務の決裁者を兼務しており、内部統制上リスクがある。少なくとも協議会側の負担金受入事務の決裁権者は事務局長に変更するなど、交付側と受入側の決定者の兼務解消を行われたい。
(所管室名：防災対策室)

負担金にかかる実績報告書について交付条件である提出期限までに提出されていないため、額の確定通知がなされていない。今後は、実績報告書の提出期限を遵守するよう当協議会を指導し、県補助金等交付規則第 13 条に基づき額の確定通知を行われたい。
(所管室名：防災対策室)

当協議会においては、会計規程など明文化された経理に関する根拠規定が存在していないにもかかわらず、一般競争入札等契約事務が執行され、支出項目間の流用がなされているので、会計規程等を策定するよう当協議会を指導されたい。
(所管室名：防災対策室)

私立幼稚園振興補助金（生活・文化部）

私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）（生活・文化部）

(1) 補助金の概要

（私立幼稚園振興補助金）

私立幼稚園の経常的経費に補助を行うことにより、私立幼稚園における教育の振興を目的とする。
(補助率 1/2 以内)

（私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業））

預かり保育に要する人件費に補助を行うことにより、私立幼稚園における保護者や地域のニーズへの弾力的な対応の促進と、保護者及び幼稚園設置者の経済的負担の軽減を目的とする。
(補助率 定額)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
学校法人宣真学園	123,526,000 円 (私立幼稚園振興補助金)	補助対象経費の積算誤りがあったので、適正に処理されたい。(なお、補助金の返還は生じない。)
	1,330,000 円 (私立高等学校等教育改革推進特別補助金)	補助金実施計画書において、補助金額の算定根拠となっている預かり保育担当教員数に誤りがあったため、補助金の請求が過小となっている。補助申請にあたっては、実施計画書や支出予定額調書の積算において誤りのないよう、慎重に確認されたい。

(3) 所管部局に対する意見

所管する以下の補助金の算定については、より効率的かつ適正な補助金交付要綱とするため、現在、要綱等の改定の検討が行われているところである。改定にあたっては、現状の課題、問題点を分析し、今後、経費積算について、効率性と正確性を確保できる内容とされたい。

(見直しの検討を行っている補助金)

- ・私立幼稚園振興補助金
- ・私立高等学校等振興補助金
- ・私立高等学校教育国際化推進事業費補助金

(所管室名：生活・文化総務室)

私立高等学校等教育改革推進特別補助金の内示に必要な預かり保育等推進事業実施計画書において、実施計画書や支出予定額調書の積算基礎に計上されている預かり保育担当教員数に誤りがあったため、補助金の請求金額が過小となっている学校法人があった。

補助金額の算定基礎となる実施計画書については、交付相手先が計上してきた数値に誤りがないか慎重に精査確認されたい。(所管室名：生活・文化総務室)

私立幼稚園振興補助金(生活・文化部)

私立高等学校等教育改革推進特別補助金(預かり保育等推進事業)(生活・文化部)

私立高等学校等振興補助金(生活・文化部)

私立高等学校教育国際化推進事業費補助金(生活・文化部)

(1) 補助金の概要

(私立幼稚園振興補助金)

私立幼稚園の経常的経費に補助を行うことにより、私立幼稚園における教育の振興を目的とする。(補助率 1/2 以内)

(私立高等学校等教育改革推進特別補助金(預かり保育等推進事業))

預かり保育に要する人件費に補助を行うことにより、私立幼稚園における保護者や地域のニーズへの弾力的な対応の促進と、保護者及び幼稚園設置者の経済的負担の軽減を目的とする。(補助率 定額)

(私立高等学校等振興補助金)

私立の高等学校・中学校及び小学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在籍する児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発展に資する。(補助率 1/2 以内)

(私立高等学校教育国際化推進事業費補助金)

私立高等学校が外国人語学指導助手を雇用する経費の一部を助成することにより、国際化の進展に対応し、生徒に生きた英語を習得させる。(補助率 定額)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
学校法人津田学園	213,954,000 円 (私立幼稚園振興補助金)	補助金の実績報告について、補助対象経費の算定誤りや積算根拠が整理されていないもの等があったので、今後、適正に処理されたい。(なお、補助金の返還は生じない。)
	4,435,000 円 (私立高等学校等教育改革推進特別補助金)	
	272,337,000 円 (私立高等学校等振興補助金)	
	2,630,000 円 (私立高等学校教育国際化推進事業費補助金)	

(3) 所管部局に対する意見

私立高等学校等振興補助金、私立高等学校教育国際化推進事業費補助金について、補助対象経費の積算根拠が整理されていないものや算定誤り等が見受けられたので、適切な事務処理が行われるよう、補助事業者に対して徹底されたい。

(所管室名：生活・文化総務室)

私立高等学校教育国際化推進事業費補助金取扱要領の補助対象額について、「月額 30 万円」と「年額 360 万円」の上限額の運用等が不明確であるので、取扱いの明確化や事業者への徹底を図るためにも、明確に記述するよう見直しを検討されたい。

(所管室名：生活・文化総務室)

私立高等学校教育国際化推進事業費補助金(外国人語学指導助手雇用補助)について、補助金の交付申請から 4 ヶ月後に交付決定を行っているので、補助金交付に係る事務処理の迅速化を図られたい。

(所管室名：生活・文化総務室)

鈴鹿医療科学大学薬学部設置補助金(生活・文化部)

(1) 補助金の概要

高等教育機関の充実及び薬剤師確保に資するため、学校法人鈴鹿医療科学大学が行う薬学部の設置に係る施設設備等の整備に要する経費に対し、補助金を交付する。

(補助率 1/10 以内)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
学校法人鈴鹿医療科学大学	186,920,000 円	改修工事や委託業務に関する競争入札や随意契約の規定が未整備であるので、契約事務手続の透明性、公正性の観点から、経理規程を見直されたい。

(3) 所管部局に対する意見

当該補助金は施設整備などの整備に要する経費を対象として、平成 19 年度から 3 ヶ年間補助を行うこととしている。

しかし、補助対象経費については、平成 19 年度に施設設備の大半が執行され、平成 20 年 4 月に施設の供用が開始されている。補助金の調査については、書類審査は行われているものの、現地調査については、施設整備完了後の平成 21 年度に調査を行うこととしている。補助金の目的が、施設設備等の導入にあることから、年度ごとの現地調査を実施することが望ましい。
(所管室名：生活・文化総務室)

救急医療機関活動補助金（健康福祉部）

公衆衛生普及推進事業補助金（健康福祉部）

三重県広域災害・救急医療情報システム協働参加医療機関確保事業補助金(健康福祉部)

(1) 補助金の概要

(救急医療機関活動補助金)

救急病院等を定める省令に基づき、県が救急病院、救急診療所として告示した医療機関のうち、国立、公立、公的病院を除く救急病院、救急診療所に対し、救急搬送患者の受入れ等、救急医療機関として担う活動に要する経費について、県医師会を通じて補助する。(間接補助金) (補助率 定額)

(公衆衛生普及推進事業補助金)

郡市医師会が地域の実情に即して実施する公衆衛生の啓発指導、医療の普及指導等の事業に対し、社団法人三重県医師会が補助する事業を対象として補助する。(間接補助金) (補助率 1/2)

(三重県広域災害・救急医療情報システム協働参加医療機関確保事業補助金)

三重県救急医療情報システムに参加する医療機関を確保するために要する経費を補助する。(補助率 10/10)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
社団法人 三重県医師会	9,000,000 円 (救急医療機関活動補助金)	概ね適正に処理されていた。
	6,750,000 円 (公衆衛生普及推進事業補助金)	補助金の実績報告書において、一部、補助対象経費の記載を誤って報告していたため、今後は適切な報告に努められたい。 (なお、補助金の返還は生じない。)
	1,014,000 円 (三重県広域災害・救急医療情報システム協働事業補助金)	

(3) 所管部局に対する意見

公衆衛生普及推進事業補助金及び三重県広域災害・救急医療情報システム協働参加医療機関確保事業補助金実績報告書のチェックが不十分な点が見受けられたので、適切な報告を指導されたい。

また、公衆衛生普及推進事業補助金及び救急医療機関活動補助金交付要領において、補助対象となる事業や交付手続等が明確に定められておらず、間接補助方式における県のチェックも十分でないため、補助金交付要領の見直しについて検討されたい。
(所管室名：医療政策室)

三重県広域災害・救急医療情報システム協働参加医療機関確保事業補助金実績報告書のチェックが不十分な点が見受けられたので、適切な報告を指導されたい。

また、事業実施に必要な人件費を補助対象としているが、交付要領において対象経費として明確に定めていないので、速やかに規定を整備されたい。

(所管室名：医療政策室)

高齢者福祉施設整備費借入金利子補給補助金（健康福祉部）

(1) 補助金の概要

高齢者福祉施設等の設置者が(独)福祉医療機構から借り入れた施設整備資金に係る利子について補助する。
(補助率 1/2)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
社会福祉法人 博愛会	777,700 円	概ね適正に処理されていた。

(3) 所管部局に対する意見

三重県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定通知が行われていないので、規則に則り、速やかに通知されたい。
(所管室名：長寿社会室)

地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金（健康福祉部）

小規模作業所緊急支援事業費補助金（健康福祉部）

(1) 補助金の概要

(地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金)

障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等の新事業に移行する際に必要となる設備整備等に要する経費を補助することにより、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスへの円滑な移行を図る。
(補助率 10/10)

(小規模作業所緊急支援事業費補助金)

個別給付（生活介護、就労継続支援等）や地域活動支援センターなど新たなサービスへの移行に向けての調整段階にあり、直ちに新たなサービスへ移行ができない小規模作業所が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう補助する。(補助率 定額)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
社会福祉法人 夢の郷	11,841,000 円 (地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金)	喫茶店の運営を計画し、運営に必要な備品を整備しているが、営業開始が遅延している。 現在、営業開始に向けての準備や訓練は行われているが、障がい者の知識及び能力の向上のためにも、地域の方に利用してもらうことが有効であることから、早急に営業開始に向け取組まれない。(施設名：マイウェイ、補助金額 3,100,000 円)
	1,100,000 円 (小規模作業所緊急支援事業費補助金)	

(3) 所管部局に対する意見

喫茶店の運営を計画し、運営に必要な備品を整備しているが、営業開始が遅延している。

現在、営業開始に向けての準備や訓練は行われているが、障がい者の知識及び能力の向上のためにも、地域の方に利用してもらうことが有効であることから、早急に営業開始するよう指導されたい。
(所管室名：障害福祉室)

障害者自立支援基盤整備事業費補助金(健康福祉部)

(1) 補助金の概要

障害者自立支援法に基づく新体系の障害福祉サービス事業所の移行に際して必要な施設整備を行う者又は、移行した事業所であって新体系のサービス水準向上のための施設整備を行う者に対し、これに要する経費の一部を補助する。

(補助率 10/10)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
社会福祉法人 夢の郷	39,646,000 円	補助対象外経費である外構工事費 93,455 円が補助対象経費に算入されていたので、過大交付額を県に返還されたい。(補助金返還額 93,455 円)

(3) 所管部局に対する意見

補助対象外経費である外構工事費が補助対象経費に算入されていたので、過大交付額の返還処理を行われたい。

また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。

(所管室名：障害福祉室)

造林事業費補助金（県単造林事業）（環境森林部）

高齢林整備間伐促進事業費補助金（環境森林部）

(1) 補助金の概要

（造林事業費補助金（県単造林事業））

森林を計画的に造成し、森林資源の質的充実、水資源の確保、国土の保全及び地域林業の振興を図る。 (補助率 4/10)

（高齢林整備間伐促進事業費補助金）

高齢級の森林において間伐を推進する。 (補助率 1/2 以内)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
紀南森林組合	132,693 円 （造林事業費補助金）	概ね適正に処理されていた。
	6,356,728 円 （高齢林整備間伐促進事業費補助金）	

(3) 所管部局に対する意見

三重県造林事業実施及び補助金交付要領では、実績報告書を提出する取扱いとなっていないので、実績報告書の提出手続きについて、整備されたい。

（所管室名：森林保全室）

小規模事業支援費補助金（農水商工部）

(1) 補助金の概要

小規模事業者の経営又は技術の改善発達を支援し、小規模事業者の振興と安定に寄与する。 (補助率 定額)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
伊勢商工会議所	50,947,775 円	<p>小企業等経営改善資金融資に係る審査会の議事録の記載が不十分であるので、審査経過の把握や透明性の確保のため、適正に処理されたい。</p> <p>旅費規程について、履行確認や精算行為が行われるよう経理処理規則を改定されたい。</p> <p>契約に際し、随意契約理由や見積依頼業者選定理由等が記載されておらず、また契約書も作成されていないので、経理処理規則等の根拠規定を明確にした上で適正に処理されたい。</p>

(3) 所管部局に対する意見

小企業等経営改善資金融資に係る審査会の議事録の記載が不十分であるので、審査経過の把握や透明性の確保のため、適正に処理するよう指導されたい。

(所管室名：金融経営室)

契約手続きについては、経理処理規則の規定通りに運用されていないため、経理処理規則に従って補助金の効率的、経済的な執行に努めるよう指導されたい。

また、当該経理処理規則については昭和30年の施行以来改正されていないため、旅費の精算行為の規定、物品購入時等における履行確認や各種手当の支給要件確認など規則上整備しておいた方がよいと思われる事項があるので、経理処理規則の改善等も併せて指導されたい。

(所管室名：金融経営室)

経営構造対策（強い農業づくり交付金）事業費補助金（農水商工部）

(1) 補助金の概要

農業生産の拡大・農業経営の改善に取り組んでいる生産意欲の高い農業者（認定農業者、集落営農組織など）が、効率的で安定した経営を行っていくために、必要な農業機械や施設の整備を行い、地域農業の安定的な継続を図る。

(補助率 1/2 以内)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
三重南紀農業協同組合	53,750,000 円	補助事業執行に伴う関係書類の整理が不十分であり、県の補助金額の確定が遅れたため、今後、適正に処理されたい。

農地・水・環境保全向上対策事業費補助金（農水商工部）

(1) 補助金の概要

地域の農業者を中心に地域内外の多様な主体が連携して社会共通資本である農地・農業用水等を維持し、保全及び発展させるために接続する仕組みづくりの推進を図る。

(補助率 25/100)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
三重県農地・水・環境保全向上対策協議会	148,214,000 円	協議会から活動組織への補助金支出に際し、確認体制が不十分であるので複数の担当によるチェックや、経理責任者の確認を行うなどチェック体制の強化に努められたい。

産業フェア開催事業費負担金（農水商工部）

(1) 負担金の概要

これからの三重県をリードしていこうとする企業の活動を活発にするための情報発信やビジネスマッチングの場として、また、県民の皆さんに県内産業の製品・サービスを提供し、県内企業や生産者と県民との新たな関係を構築する機会として開催するリーディング産業展の経費の一部を負担する。（負担率 10/10、1/2 以内）

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	負担金額	監査結果及び意見
リーディング産業展 みえ 2007 実行委員会 (事務局：農水商工部企 画室内)	9,012,068 円	会計処理については、三重県会計規則を準用しているが、より会計処理の透明性を確保するために、規定を整備されたい。 物品の購入等について検収の記録がないものが見受けられたので、適正に処理されたい。 実行委員会等で承認を得られた事項が一部記録されていなかったため、予算の変更等重要な事項については、記録されたい。

FIT 向け割引切符活用促進事業費負担金（農水商工部）

(1) 負担金の概要

個人旅行者（FIT）の有望マーケットである韓国、台湾、香港等を対象に、奈良、三重及び京都を含む近畿東中央部への誘客を促進させることを目的に、域内の効果的な交通手段のPRや旅行商品造成・販売に関する支援を行う事業を実施し、個人旅行者の誘客促進を図る。（補助率 定額）

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	負担金額	監査結果及び意見
近畿東中央部 F I T 促 進事業実行委員会 (事務局：農水商工部観 光・交流室内)	5,000,000 円	会計処理については、三重県会計規則を準用しているが、より会計処理の透明性を確保するために、規定を整備されたい。

F I T：Foreign Independent Travel（海外個人旅行）

伊勢志摩地域連携事業費負担金（農水商工部観光局）

(1) 負担金の概要

伊勢志摩地域が一体となって実施する観光客の誘客に必要な取組を支援することにより、当地域の総合的な観光振興を図るため、社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構が実施する事業に要する経費を負担する。（負担率 定額）

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	負担金額	監査結果及び意見
社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構	15,000,000 円	観光ガイドブック作成委託契約等において、予定価格の作成や見積書の徴収を行っていないものがあったので、会計規程に基づき適正に処理されたい。 地域イベントからの情報発信に対して助成する事業等において、実績報告書が提出されていないものや、参加者数の実績確認が不十分であるものがあったので、改善されたい。 就業規程において、「臨時的任用職員の任免及び就労に関しては、会長が別に定める」となっているが、その規程が定められておらず、賃金支払額の根拠が不明確となっているので、速やかに整備されたい。

「伊勢志摩キャンペーン」負担金（農水商工部観光局）

(1) 負担金の概要

広く一般の方々に伊勢志摩地域の魅力を発信し、同地域のさらなる誘客を図ることを目的とした、情報発信に関する事業 誘客に関する事業 地域の魅力を高めるための事業に要する経費に対し負担する。（負担率 定額）

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	負担金額	監査結果及び意見
伊勢志摩キャンペーン実行委員会	18,000,000 円	会計処理については、社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構会計規程を準用しているが、より会計処理の透明性を確保するために、規定を整備されたい。

公立学校職員互助会助成金（教育委員会）

(1) 助成金の概要

公立学校職員互助会員の教養の向上、及び福利厚生に関する事業に対して助成を行うことにより、教育関係職員の福利増進を図る。（助成率 10/10、1/2）

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	助成金額	監査結果及び意見
財団法人 三重県公立学校職員互助会	46,480,000 円	<p>補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外経費が含まれていたため、補助対象経費のチェック等を厳密に行い、今後、適正に処理されたい。（なお、補助金に返還は生じない。）</p> <p>補助対象経費として計上している人件費（給料、賃金、福利厚生費）については、職員の業務従事の割合を精査せずに計上しているため、業務従事の実態をより踏まえたうえで、人件費の算定を行なわれたい。（なお、補助金の返還は生じない。）</p> <p>地区別厚生事業助成については、助成対象となる事業・経費、申請後の変更手続等が明確に定められていないため、今後、対象事業、対象経費、事務手続等を明確にされたい。</p>

(3) 所管部局に対する意見

補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象年度末時点で未払いとなっている経費が含まれていたため、補助金実績報告時のチェック等を厳密に行うよう指導されたい。（なお、補助金の返還は生じない。）

（所管室名：福利・給与室）

補助対象経費として計上している人件費（給料、賃金、福利厚生費）については、職員の業務従事の割合を精査せずに計上しているため、業務従事の実態をより踏まえたうえで、補助対象経費とする人件費の算定を行うよう指導されたい。

（所管室名：福利・給与室）

三重県公立学校職員互助会助成金交付要領については、交付申請書や実績報告書の様式や提出期限が定められていない。事業実施者の適正な事務処理、また教育委員会における的確な検証を実施するため、交付要領に必要事項を定められたい。

（所管室名：福利・給与室）

全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会負担金（教育委員会）

(1) 負担金の概要

文化芸術活動に取り組む高校生が、その活動を通じて豊かな個性を育むとともに、より多くの高校生が文化芸術活動に親しみ、日頃の活動の成果を発表する機会としての全国高等学校総合文化祭に参加できる体制づくりを支援することで、高校生の文化芸術活動の活性化を図る。
(負担率 10/10)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	負担金額	監査結果及び意見
全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会 (事務局：総合教育センター分館内)	19,348,259 円	委員会の支出事務において、実行委員会事務局規程第 19 条に規定する出納閉鎖期日後に支出、戻入が行われていたほか、前渡資金の精算による返納処理を年度末にまとめて実施しているなど、不適切な処理が散見されたので、今後、適切な財務処理に努めるとともに、チェック体制の強化に努められたい。 負担金で購入した備品について、他の備品と区別するためのシールは貼付されているが、台帳の整理が行われていないので、備品台帳を整理されたい。

(3) 所管部局に対する意見

委員会の支出事務において、実行委員会事務局規程第 19 条に規定する出納閉鎖期日後に支出、戻入が行われていたほか、前渡資金の精算による返納処理を年度末にまとめて実施しているなど、不適切な処理が散見されたので、今後、適切な財務処理に努めるよう指導するとともに、適切にチェックを行なわれたい。

(所管室名：高校教育室)

「三重県補助金等交付規則」第 3 条に定める交付申請書が提出されないまま、負担金が実行委員会へ交付されているなど、不適切な事務処理が行われている。

また、「教育関係事業補助金等交付要綱」第 3 条に定める「交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項」が定められていないので、早急に要領等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

(所管室名：高校教育室)

三重県市町対抗駅伝競走大会開催事業負担金（教育委員会）

(1) 負担金の概要

29市町間の交流及び一体化の促進による市町の振興と、併せてスポーツに対する県民意識の高揚を目的とする三重県市町対抗駅伝競走大会開催事業に係る経費の一部を負担する。
(負担率 定額)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	負担金額	監査結果及び意見
美(うま)し国三重市町対抗駅伝運営委員会	7,500,000 円	運営委員会としての会計規程を整備し、契約手続きの透明性や備品類の適切な管理を確保されたい。 個人情報保護に関する取扱の規定を整備されたい。 出納事務について、事務局長1名が行っているため、内部のチェック体制を確立し、リスク軽減に努められたい。

警察職員互助会補助金（警察本部）

(1) 補助金の概要

職員又は被扶養者の相互共済及び福利の増進を図るため、事業費の一部を補助する。
(補助率 10/10、1/2)

(2) 監査結果及び意見

監査実施団体名	補助金額	監査結果及び意見
財団法人 三重県警察職員互助会	10,471,707 円	補助対象事業の法律相談及び税務相談事業の相談件数について、契約書では毎月報告することとなっているが、毎月報告されずに1年度分まとめて報告されているので、契約書に基づき、適正に処理されたい。

(3) 所管部局に対する意見

補助対象事業の法律相談および税務相談事業について、契約書に定める毎月の実績報告が1年度分まとめて報告されているので、契約書に基づき適正に処理するよう指導されたい。
(所管室名：厚生課)

補助金の交付要綱について、平成18年度に互助会事業の助成事業・県費事業・互助会単独事業を大きく見直し、ライフプラン事業を廃止しているが、要綱の第2条「補助事業等」では、当事業が明記されたままとなっているので、要綱を整理し、整合性を図られたい。
(所管室名：厚生課)

(その他の補助金等)

次の補助金等については、補助事業の目的に沿って、概ね適正に処理されていた。

所管部局名	補助金等名	交付先	交付金額
生活・文化部	私立高等学校等教育改革推進特別補助金(子育て支援)	学校法人津田学園	3,000,000円
	私立高等学校授業料等軽減振興補助金		6,081,900円
	私立専修学校振興補助金		1,204,680円
	結核健康診断補助金	学校法人鈴鹿医療科学大学	135,184円
		学校法人津田学園	92,773円
シルバー人材センター連合会事業補助金	社団法人三重県シルバー人材センター連合会	12,300,000円	
健康福祉部	福祉医療事業協力交付金	社団法人三重県医師会	46,170,000円
	軽費老人ホーム事務費補助金	社会福祉法人博愛会	25,707,000円
	結核健康診断補助金		41,748円
	障害者福祉施設整備費借入金利子補給補助金	社会福祉法人夢の郷	146,625円
	精神障害者社会復帰施設運営費補助金		73,164,000円
環境森林部	原木安定確保パイロット事業費補助金	紀南森林組合	228,000円
	間伐対策事業費補助金		1,950,000円
農水商工部	バレー構想関連産業等立地促進補助金	株式会社東芝	300,000,000円
	食の安全・安心確保基盤整備推進対策事業補助金	三重県土地改良事業団体連合会	9,000,000円
	土地改良施設整備補修事業費補助金		96,000,000円
	土地改良施設安全管理指導事業費補助金		12,185,000円
	土地改良推進対策事業費補助金		4,662,000円
	換地処分促進対策事業費補助金		2,962,000円
	農業用水水源地域保全対策事業費補助金		3,800,000円
	担い手育成支援事業費補助金		5,967,500円
	第30回全国土地改良大会事業費補助金		10,000,000円
	団体営調査設計事業費補助金(調査設計)		6,300,000円
	団体営調査設計事業費補助金(農村総合整備推進事業)		2,000,000円
	経営構造対策(強い農業づくり交付金)事業費補助金(H19明許繰越分)	三重南紀農業協同組合	658,844,000円
教育委員会	全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金	全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会	1,306,000円

別表 [監査実施団体一覧]

出資(出捐)団体

NO.	団 体 名	実施年月日	監 査 区 分	
			実 地	書 面
1	(財) 三重県文化振興事業団	平成21年2月27日		
2	(財) 三重県立美術館協力会	平成21年2月27日		
3	(財) 国史跡齋宮跡保存協会	平成21年2月27日		
4	(財) 三重ボランティア基金	平成21年2月27日		
5	(財) 三重県環境保全事業団	平成21年1月26日		
6	(社) 三重県緑化推進協会	平成21年2月27日		
7	(財) 三重県農林水産支援センター	平成21年1月22日		
8	(財) 三重県産業支援センター	平成21年2月27日		
9	(財) 三重県水産振興事業団	平成21年1月19日		
10	三重県信用保証協会	平成21年1月22日		
11	(社) 三重県青果物価格安定基金協会	平成21年2月27日		
12	三重県土地開発公社	平成21年2月27日		
13	三重県道路公社	平成21年2月27日		
14	(財) 三重県下水道公社	平成21年1月23日		
15	(財) 三重県武道振興会	平成21年2月27日		
16	(財) 暴力追放三重県民センター	平成21年2月27日		

公の施設管理

NO.	団 体 名	実施年月日	監 査 区 分	
			実 地	書 面
1	(財) 三重県体育協会	平成21年2月27日		

補助金等

NO.	団 体 名	実施年月日	監 査 区 分	
			実 地	書 面
1	三重交通(株)	平成21年2月27日		
2	(財) 三重県市町村振興協会	平成21年1月26日		
3	(財) 三重県職員互助会	平成21年2月27日		
4	三重県防災行政無線運営協議会	平成21年2月27日		
5	(社) 三重県シルバー人材センター連合会	平成21年2月27日		
6	学校法人津田学園	平成21年1月23日		
7	学校法人宣真学園	平成21年2月27日		
8	学校法人鈴鹿医療科学大学	平成21年1月23日		
9	(社) 三重県医師会	平成21年2月27日		
10	(社福) 博愛会	平成21年1月19日		
11	(社福) 夢の郷	平成21年2月27日		
12	紀南森林組合	平成21年1月19日		

NO.	団 体 名	実施年月日	監 査 区 分	
			実 地	書 面
13	伊勢商工会議所	平成21年1月22日		
14	(株) 東芝	平成21年1月23日		
15	三重南紀農業協同組合	平成21年1月19日		
16	三重県土地改良事業団体連合会	平成21年1月22日		
17	三重県農地・水・環境保全向上対策協議会	平成21年1月22日		
18	リーディング産業展みえ2007実行委員会	平成21年2月27日		
19	近畿東中央部FIT促進事業実行委員会	平成21年2月27日		
20	(社)伊勢志摩観光コンベンション機構	平成21年2月27日		
21	伊勢志摩キャンペーン実行委員会	平成21年2月27日		
22	(財) 三重県公立学校職員互助会	平成21年2月27日		
23	全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会	平成21年2月27日		
24	美し国三重市町対抗駅伝運営委員会	平成21年2月27日		
25	(財) 三重県警察職員互助会	平成21年2月27日		

監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した監査について、平成 21 年 2 月 27 日に県議会議長及び知事に提出した監査結果報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	永	田	正	巳
三重県監査委員	前	田	剛	志
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 行政監査「団体に対する検査・監査等」の趣旨

平成20年度の行政監査において、部局横断的な「テーマ」を定めて監査を行うこととし、その一つとして「団体に対する検査・監査等の実施状況」について監査しました。

本県を含む各地で、食品の偽装表示や医療事故、補助金の返還など県民が不安を抱く事案が相次いで発生しました。こうした状況を踏まえて、法令等に基づき県が実施している「団体に対する検査・監査等」の事務が適切に実施されているかなどを検証しました。

第2 監査の概要

1 監査の対象

法令等に基づき県が実施している「団体に対する検査・監査等」について、県民に関わりが深いもの、関心が高いものを中心に選定し監査を実施しました。対象は各部署管の約70法令等のうち5部13室15法令等です。(別表)

2 監査対象年度

平成19年度を中心に対象としましたが、必要に応じて20年度も対象としました。

3 監査実施時期

平成20年12月から21年2月までの間に実施しました。

4 実施方法

選定した「団体に対する検査・監査等」に対して、監査提出調書に基づく予備監査を行いました。

予備監査を踏まえ、監査し、結果報告を決定しました。

5 監査の着眼点

検査・監査体制は整っているか

検査・監査計画は適切か、検査人員は適切か

検査・監査基準は法令に沿った適切なものか

検査・監査手法は適切か

検査・監査結果はどのように公表しているか

不適正事案に対する対応状況は適切か

別表

根拠法令等	検査・監査対象団体・施設等	所管室
高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	高圧ガス関係事業者(2,251 事業者) 液化石油ガス関係事業者(1,037 事業所)	防災危機管理部 消防・保安室
消費生活協同組合法	消費生活協同組合(18 団体)	生活・文化部 消費生活室
介護保険法	介護保険事業者(4,335 事業所)	健康福祉部 監査室
食品衛生法(HACCP注1)に関するもの)	食品製造事業者(27 事業所)	健康福祉部 健康危機管理室
食品衛生法(以外)	食品関係営業者(38,118 事業者)	健康福祉部 薬務食品室
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)	食品製造事業者(5,623 事業者)等	健康福祉部 健康危機管理室(20 年度から農水商工部農水産物安全室より移管)
医療法	病院、診療所等(2,466 箇所)	健康福祉部 医療政策室
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理業者(348 事業者)等	環境森林部 廃棄物対策室 廃棄物監視・指導室
大気汚染防止法	特定施設等(H19:1,560 事業者)	環境森林部 地球温暖化対策室
浄化槽法	浄化槽保守点検業者(H19:286 事業者) 浄化槽管理者(H19:255,190 管理者)	環境森林部 水質改善室
森林組合法	森林組合(11 組合)	環境森林部 林業経営室
農業協同組合法	農業協同組合等(146 組合)	農水商工部 団体検査室
水産業協同組合法	漁業協同組合等(91 組合)	
土地改良法	土地改良区等(174 法人)	
農薬取締法	農薬販売者(1,020 事業者) 農薬使用者(ゴルフ場 78 箇所)	農水商工部 農水産物安全室

表の検査・監査対象団体・施設等欄の()内の数値は、平成20年度の対象数ですが、H19と記したものは、平成19年度の対象数です。

注1) HACCP: 食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。食品の製造業者が原材料の受け入れから最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、これを防止するためのポイントを重点的に管理するもの。

監査意見

団体に対する検査・監査等は、法令等に基づき実施されており、概ね適正に処理されていた。

なお、着眼点別・法令別の意見及び状況は以下のとおりである。

着眼点別の意見及び状況

1 検査・監査体制について

[意見]

団体に対する検査・監査等は、法令等に基づき、概ね適切に実施されていた。

なお、検査・監査等の成果をさらに上げるため、実施率の向上や内容の充実を一層図られたい。

[状況]

(1) 検査・監査に従事する人員体制

1 団体あたりの検査・監査人員については、ほとんどが複数名で対応していたが、定型的なものを嘱託員 1 名で対応しているものが 1 件^{注2)}(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律^{注3)})、監視指導の一部について、リスクや重要度の低いものを職員 1 名で対応しているものが 1 件(食品衛生法) あった。

また、検査・監査精度の向上のため、公認会計士が実施したものが 2 件(消費生活協同組合法、 農業協同組合法) 警察官 OB の採用や職員派遣などにより警察との連携を深め対応しているものが 1 件(廃棄物の処理及び清掃に関する法律) あった。

(2) 組織体制等

専門的・効率的検査・監査を実施するため、団体に対する許認可や指導業務等を行う所管室とは別に、専門の所管室を設けていたものが 5 件(介護保険法、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 農業協同組合法、 水産業協同組合法、 土地改良法) 検査・監査を実施する部局が複数にまたがることから、これらの連携強化を図るために本庁の所管部を変更したものが 1 件(JAS 法) 対象先が重複することから検査実施部局を 1 本化し効率的に実施しているものが 1 件(農薬取締法) あった。

(3) 研修

職員研修については、15 件全てにおいて国や関係機関が実施する研修や内部研修により行い、検査・監査体制の強化に努めていた。

注 2): 調査対象は、55 頁の根拠法令等に基づく検査・監査であり全部で 15 件あり、その内数を表す。

注 3): 文中の () 内の丸付き数字は、55 頁の根拠法令等に基づく検査・監査を表す。

なかでも、内部研修において、弁護士や公認会計士を講師として実施したものが1件（介護保険法）、体系的に構築された研修プログラムにより研修履歴等を管理しているものが1件（食品衛生法）、高度な知識と経験の必要な検査については、研修として、一定の資格を持つ地域機関の職員を同行させているものが1件（食品衛生法（HACCP等））あった。

(4) 通報制度

県民モニター制度や電話相談窓口を設けているものが1件（JAS法）、電話等の相談窓口を設けているものが2件（医療法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）あった。

その他のものは、専用窓口を設けていないが、通報があれば随時対応しており、なかには半年で50件以上通報を受けるもの（介護保険法）もあった。

調査対象15件のなかには、検査・監査対象団体が多いものがあるため、県民からの情報提供は、検査・監査体制の強化の観点から有益であるので、情報提供窓口の一層の周知を図ることが望ましい。

2 検査・監査計画について

[意見]

医療法に基づく検査では、病院については「立入検査実施要綱」で定められている計画に基づき適切に実施されていたが、診療所については計画の半数程度しか実施されていなかったため、計画通り検査を実施されたい。

また、助産所については、検査の対象としていないが、県民の安全を確保する観点から検査の対象とすることについて検討することが望ましい。(医療法)

その他、多くの場合、法令等に基づき、適切な計画が策定され検査・監査等が実施されていた。

なお、一部、計画通り実施されていないものがあったので、適切に実施されたい。(食品衛生法、 JAS 法)

[状況]

(1) 計画の策定

概ね、目標数や重点項目等を定めた計画が策定されていた。なかには、国から全ての営利法人に対し書面監査をするよう指導を受けているが、その実効性を考慮し実地監査をしているもの(介護保険法)があった。

なお、医療法に基づく検査について、助産所を検査の対象としていないので、県民の安全を確保する観点から医療法に基づく検査の対象とすることについて検討することが望ましい。(医療法)

(2) 計画や目標数の公表

計画を策定している 14 件のうち、県のホームページで計画や目標数を公表しているものは 4 件(食品衛生法(HACCP 等)、食品衛生法、 JAS 法、農薬取締法)があった。

非公表としているもののなかには、医療法や介護保険法に基づくものなど県民生活に深く関わるものもあり、県民への安全・安心の確保や各団体への情報提供の重要性の観点から計画の公表について検討することが望ましい。

(3) 計画達成度

医療法に基づく平成 19 年度検査では病院については「立入検査実施要綱」で定められている計画に基づき適切に実施されていたが、診療所については計画の半数程度しか実施されていなかった。20 年度は、体制を整備し検査日数を増やしたことなどにより、5 年に 1 回の計画に対応した検査件数(2 割)が実施できる見込みである。(医療法)

その他、JAS 法に基づく小規模販売事業者、朝市・青空市等に対する監視指導（ JAS 法）ほか 2 件（ 食品衛生法（ HACCP 等） 食品衛生法）において、目標数を達成できなかった。このなかには、国の査察スケジュールの関係からやむをえないもの（ 食品衛生法（ HACCP 等））もあるが、今後は、進行管理を適切に行うなど目標達成に努められたい。

浄化槽法第 53 条に基づき浄化槽管理者に対し県が必要があると認めた場合に行う検査は、指定検査機関による法定検査結果で必要と認めたものや周辺からの苦情があった場合に実施している。

なお、浄化槽管理者の義務である法定検査の受検率が低い（ 25% ）ことから、法定検査を実施している指定検査機関をはじめ市町や関係機関との連携を強化し受検率の向上に努められたい。（ 浄化槽法）

3 検査・監査基準について

[意見]

JAS 法に基づく監視指導において、平成 19 年度まで所管していた農水商工部が策定した「農林物資の規格化及び品質表示に関する法律にかかる事務処理要領」を準用している。監視指導体制など実態に即していないものがあるので、健康福祉部として要領の整備を早急に行われたい。(JAS 法)

その他については、国が策定した基準の準用や県独自の基準を定め運用するなど概ね適切に実施されていた。

[状況]

(1) 基準の策定

検査・監査基準は、実施手順、チェック項目及び適否の判断基準等を定めたもので、調査対象 15 件全てにおいて、国の基準を活用したり県独自の基準を作成していた。

なかには、行政の指導指針として活用するのみでなく、事業者の指針や消費者の理解を深めるために策定し活用しているもの(食品衛生法及び JAS 法の「みえの食品安全・安心表示ガイドライン(生菓子編)」)があった。

なお、JAS 法に基づく監視指導において、平成 19 年度まで所管していた農水商工部が策定した「農林物資の規格化及び品質表示に関する法律にかかる事務処理要領」を準用している。監視指導体制など実態に即していないものがあるので、健康福祉部として要領の整備を早急に行われたい。(JAS 法)

(2) 基準の公表

調査対象 15 件の内、国の委託を受け任意に調査指導を行っているため非公表としているものが 1 件(消費生活協同組合法)、ホームページ等で公表していないが対象機関には提示することもあるものが 1 件(医療法) があった。その他のものは、対象数や検査・監査の性格が異なることから公表内容に差異はあるものの、国、県や関係団体のホームページで公表されていた。

チェック項目や適否の判断基準等、事業者の指針となるようなものについては積極的に公表することが望ましい。

4 検査・監査手法について

[意見]

概ね適正に実施されていた。

なお、検査には、抜き打ち検査を実施しているものがあるが、不正行為の防止・早期発見の観点から、有効な手法と考えられる抜き打ち検査の一層の活用について検討されたい。

[状況]

(1) チェックリストやマニュアルの策定

多くの場合、チェックリストやマニュアルを策定し、検査・監査の効率性、実効性や統一性の確保を行っていた。

なかには、事前にチェックリストを渡し、事業者の自己採点を参考に監査を行っているもの（介護保険法）「内部通報に基づく監視指導マニュアル」を作成したもの（食品衛生法（HACCP等）食品衛生法、JAS法）や、毎年国の方針や情勢の変化によりチェックリストの見直しを行っているもの（農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法）もあった。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく調査においては、マニュアルやチェックリストがないので、現在、検査項目を記述した立入検査票等を作成中である。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

(2) 抜き打ち検査の実施

原則、抜き打ち検査を行っているものは5件（食品衛生法、JAS法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、農業協同組合法）通報や苦情の受理時に実施しているものが4件（高圧ガス保安法等、食品衛生法（HACCP等）医療法、浄化槽法）農薬販売事業者にのみ実施しているものが1件（農薬取締法）書類改ざん等の恐れのある場合に実施しているものが1件（介護保険法）あった。

(3) 指導方法等

調査対象15件全てにおいて、検査・監査時の指導、改善報告書の徴収や必要に応じ現地確認を行うなど概ね適正に処理されていた。

なかでも、市町と通報時の初動対応のための協定を締結したり、森林組合と情報提供の協定を締結するなど多様な関係機関と連携し立入検査の強化に努めているものがあった。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

(4) 実地検査・書面検査について

調査対象15件全てにおいて、検査・監査は実地で行われており、書面検査のみでの実施はなかった。

5 検査・監査結果の公表について

[意見]

検査・監査結果等について、ホームページで詳細に公表しているものや概略のみ公表しているもの、全く公表していないものなど様々であった。

個人・法人情報保護の観点等から公表することがふさわしくないものを除き、県民への安全・安心の確保や各団体への情報提供の重要性の観点から、できる限り広く公表されたい。

[状況]

(1) 結果の公表

検査・監査結果の公表状況については、県のホームページで、主な指導内容も含め公表しているものが3件（食品衛生法（HACCP等）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農薬取締法）、実施件数や指導件数等の数のみ公表しているものが6件（介護保険法、食品衛生法、JAS法、農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法）、県の年報や白書で件数等を公表しているものが2件（高圧ガス保安法等、大気汚染防止法）あり計11件が公表を行っていた。

(2) 結果の同業他社（団体）への周知

検査・監査結果や不適正事案について、関係機関会議やセミナーなどを通じて周知しているものは14件であった。

6 不適正事案に対する対応状況について

[意見]

高圧ガス保安法や大気汚染防止法にかかる無届事案があったことに鑑み、事業者から届出のあった施設について検査・監査を行うものについては、事業者への啓発に加え、検査の際には前回検査時と比較し施設の新設、増設等の有無を確認するなど適切な検査の実施に努められたい。

その他については、不適正事案の発生を受けて、その後の対応を広く県民に情報提供したり検査の強化を図るなど概ね適正に実施されていた。

[状況]

食の安全・安心、産業廃棄物の処理や医療機関に関する検査・監査については、体制の強化や関係団体への説明会の実施など概ね適切に処理されていた。(食品衛生法(HACCP等)、食品衛生法、JAS法、医療法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

一方、高圧ガス保安法や大気汚染防止法に基づく検査については、無届施設の事案があったことに鑑み、事業者への啓発や検査体制の強化が図られている。引き続き、事業者への啓発に努めるとともに、施設の新設・増設の有無の確認を行うなど適切な検査の実施に努められたい。(高圧ガス保安法等、大気汚染防止法)

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく検査については、警察からの職員派遣や、市町等との連携などを強化しながら確認件数を増やしており、年々不法投棄等の新規発見件数が減少している。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

法令別の意見及び状況

各法令別の意見及び状況は以下のとおりである。

	(頁)
高圧ガス保安法等	65
消費生活協同組合法	66
介護保険法	67
食品衛生法（HACCPに関するもの）	68
食品衛生法（ 以外）	69
JAS法	70
医療法	71
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	72
大気汚染防止法	73
浄化槽法	74
森林組合法	75
農業協同組合法	76
水産業協同組合法	77
土地改良法	78
農薬取締法	79

次頁以降の状況覧のゴシック体で記述した内容は、「 着眼点別の意見及び状況」の「意見」にも記載しています。

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び適正化に関する法律

検査・監査対象先		高圧ガス製造事業者、液化石油ガス販売事業者等
概要	目的及び内容	高圧ガス製造等の許可を受けた者が技術基準どおりに施設を完成させているかの検査、高圧ガス製造施設が技術基準に適合しているかの検査及び災害の発生の防止のため必要があると認める時等に高圧ガス製造施設等の検査を実施する。
	根拠法令等	高圧ガス保安法第20条、35条、62条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条等
	対象団体数	3,288事業所（高圧ガス2,251、液化石油ガス1,037）
	検査・監査数	1,503事業所（高圧ガス409、液化石油ガス1,094）
	担当室	防災危機管理部 消防・保安室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> 検査は、本庁5名、嘱託員4名、各県民センター1～2名で担当している。 基本的に、本庁から2名（うち嘱託員1名）で、液化石油ガス販売店については、嘱託員1名で実施している。
	計画	<ul style="list-style-type: none"> 保安検査対象は所管室で把握しているほか、年度末に対象事業者を集めた説明会を開き、翌年度に検査年限を迎える施設をあらかじめ報告してもらうことで、検査施設数を把握する。当該施設数を基に、国告示に定められた期間（1～3年）を超過しないように計画している。完成検査は、申請があつて初めて行うため、対象施設をなるべく早く把握し、検査日程が伸びないように努めている。 完成検査、保安検査及び随時検査は、法定の検査である。 LPガス販売店への検査は、概ね年1回行うよう計画している。なお、法では必要があると認める時検査を行うとされている。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> 国の技術基準や高圧ガス保安協会の保安検査基準により検査しているため、本県独自の基準はない。 処分基準は特にない。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査、保安検査とも上記基準に基づいた県マニュアルにより、実地検査している。改善を要する事項で、即時に改善できない事項は、後日書面報告で確認している。 通報、苦情申立等による随時検査は抜き打ち実施している。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> 検査結果は個別には公表しておらず、全体的なものについても三重県消防防災年報に検査件数のみ掲載している以外は、特に公表していない。講習等で事業者向けに事例紹介を行っている。
	不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> 四日市市内の2事業所において、高圧ガス保安法にかかる無届事案があつたので、保安検査等を強化することとした。全ての事業所に対して、関係団体を通じ法令遵守の徹底を文書通知するとともに、県としても通常の保安検査時等に届出の有無について確認を強化する方向で検討している。
意見	高圧ガス保安法にかかる無届事案があつたことに鑑み、事業者への啓発に加え、検査の際には前回検査時と比較し、施設の新設、増設等の有無を確認するなど検査方法の強化をより一層図られたい。	

消費生活協同組合法

検査・監査対象先		消費生活協同組合
概要	目的及び内容	生活協同組合が実施している購買事業における員外利用及び共済事業における組合員の保護のための取組等について実態を把握し、組合の適正な運営が図られることを目的とする。
	根拠法令等	消費生活協同組合法第94条、95条等
	対象団体数	17組合(H19)、18組合(H20)
	検査・監査数	4組合(H19)、0(H20.9末)
	担当室	生活・文化部 消費生活室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく検査は、第94条に規定する要件を満たした場合のみ（請求検査等）に限定されており、該当する事象がないため法に基づく検査は実施していない。 ・なお、県としては任意で、国の委託調査と併せて消費生活室の職員2名と公認会計士1名により、定期調査を実施している。（平成19年度で国からの委託調査が廃止されたため、20年度からは県が自主的に職員2名で実施している。）
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を作成し、組合の運営状況を定期的に調査している。（概ね5年に1回で1年度あたり4組合）
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基準は委託調査項目及び検査項目で、ともに国の仕様・基準である。処分の基準は実例がなく、具体的には定めていない。 ・任意の調査指導のため非公表である。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・定期調査では、事前に書類提出を求めており、国の検査項目により実施されている。 ・調査にかかる県の要綱・要領等の規定はない。 ・国からの委託調査廃止に伴い、公認会計士の配置がなくなり職員のみでの実施になることから、今後決算関係帳簿等の確認のため企業会計の知識の習得が必要となる。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・定期調査の結果、改善を求めべき事案に対しては調査当日口頭で通知しているが、改善状況の報告等についての規定はない。また、調査結果の公表はしていない。 ・法に基づく検査を実施した場合の検査結果等にかかる具体的な事務手続きや公表の取扱い等の規定はない。
不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に県内及び全国で生じた不適正事案はなく、法に定める検査・処分の実績はない。 	
意見	<p>現在、組合の適正な運営が図られることを目的に任意調査を実施しているが、任意調査の場合においても、要綱・要領等を策定し、調査の趣旨や内容を整備されたい。</p>	

介護保険法

検査・監査対象先		介護保険事業者
概要	目的及び内容	介護給付等対象サービスの内容及び介護給付等に係る費用の請求に関する調査を行うことにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。
	根拠法令等	介護保険法第76条第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第112条第1項及び第115条の6第1項等
	対象団体数	4,298事業所（H19）、4,335事業所（H20）
	検査・監査数	80事業所（H19）、102事業所（H20.9末）
	担当室	健康福祉部 監査室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査は8名で対応しており、計画分（平成20年度であれば営利法人対象に378事業所）と、通報等があった場合の随時実施があり、19年度には広域展開をしている事業所を主として80事業所、20年度は営利法人を主な対象に9月末で102事業所に対して実施した。 ・ 毎年、内部職員研修（春に8日間程度）を実施しており、各対象事業所別研修等は内部講師で、専門知識が必要なものは会計士や弁護士等の外部講師で対応している。 ・ 通報があれば随時対応しており、半年で50件以上通報がある。
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度から5カ年で営利法人全てを書面監査するという国の指導を踏まえ、現在指定の事業所については4年間で実地監査を行い、5年目は新規事業所や再度監査が必要と思われる事業所への対応を行う予定である。（20年度は378事業所） ・ 5カ年で営利法人を全て書面監査する旨国は指導しているが、より厳格に実地監査としている。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準等は国が策定しており、県独自には設定していない。 ・ 監査（計画分）については、国が定めた様式で行っている。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等に際して主な手続きについては実施要綱に定めている。 ・ 随時監査等の場合で、書類改ざん等の可能性がある場合は、抜き打ち検査も行っている。 ・ 事業者の自己採点（チェックリスト）を参考に監査を実施している。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度から毎年8月に監査結果概要（実施件数、指導内容、指導件数等）を議会で説明しているが、県のホームページでは、実施件数や指導件数等の数のみ公表している。 ・ 書類以外に電子情報をサーバーで共有しており、年別、法人別に整理していることから、検索もしやすく、過去の指摘事項の活用等を日常的に行っている。
	不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業所の従業者ではない者によるサービス提供にかかる不正請求があったことから、実地指導及び監査にあたっては雇用関係を特に重点的にチェックしている。
意見	概ね適正に実施されていた。	

食品衛生法（HACCP注1）に関するもの）

検査・監査対象先		食品製造事業者（(a)大規模製造施設、(b)対米輸出水産食品認定施設 (c)HACCP承認施設）
概要	目的及び内容	食の安全確保を図るため、大規模食品製造施設等を対象に、HACCPの手法に基づき専門的で高度な監視指導を行う。
	根拠法令等	食品衛生法第13条、第24条、第28条等
	対象団体数	36事業者（H19：大規模製造施設28、対米輸出水産食品認定施設1、HACCP承認施設7）、27事業者（H20.9.30現在）
	検査・監査数	76事業者（H19）、34事業者（H20）
	担当室	健康福祉部 健康危機管理室
検査・監査等の状況	体制	（a）・大規模製造施設に対する監視指導には、食品衛生監視員に任命された職員が従事している。（b）（c）食品衛生監視員は、対米輸出水産食品認定施設やHACCP承認施設に対する監視指導を行うため、さらに国の専門的な研修を受け従事している。 （a）（b）（c）・HACCP関係の監視指導には、高度な知識や経験が必要なことから、食品衛生監視員の資格を持つ保健所職員が研修のため同行している。
	計画	（a）（b）（c）・法第24条に基づき、製造量等から対象施設のリスクをA～Dにランク分けし、ランク毎に監視頻度等の見直しをしている。 （c）・平成19年度食の安全確保のための監視指導計画で、HACCP承認施設には年に2回以上監視指導することとしているが、四日市と伊賀の保健所管内では複数回実施されていなかった。 （a）（b）（c）・県のホームページで計画や目標数を公表している。
	基準	（a）（b）（c）・食品製造施設により異なる衛生管理手法の有効性や的確性について個別具体的に監視指導するもので、国の定めた実施要領等に基づき実施しているが、職員の技量に委ねられるところが多い。
	手法	（a）（b）（c）・平成20年4月に策定した「内部通報等に基づく監視体制の強化のためのマニュアル」に基づき抜き打ち等を含めた立入検査を実施している。
	結果	（a）（b）（c）・対象施設数が少ないことから、毎年、事業者向け研修会を実施し、監視指導の結果の概要や他社の行っている異物対策等の情報を共有している。 （a）（b）・県のホームページでは、対象施設数、監視指導件数や違反食品発見数に加え、違反内容（異物混入、表示等）や措置（報告書、始末書）別の件数が掲載され、関係業者への情報提供の重要性の観点から充実した内容となっている。 （a）（b）（c）・業者単位で作成した冊子はロッカーに鍵をかけ保管している。
	不適正事案への対応	（a）（b）（c）・メタミドホス等の異物混入事例等が発生すると関係機関からの情報入手に努める。また、保健所に持ち込まれた食品については必要に応じて保健環境研究所で検査し、地域機関と対応状況を情報共有し、県民に情報提供、注意喚起を行う。 （a）（b）（c）・事故米の不正流通事案については、県農水商工部が窓口となり国の流通調査の情報を入手した。国の流通調査の結果、県内に流通したことが判明したので、管轄する保健所職員が三重農政事務所に同行し調査を行った。 （a）（b）（c）・県のホームページに農水商工部が「食の安全・安心ひろば」のコーナーを設け、全国で発生した食に関する不適正事案及び対応状況等について広く県民に情報発信を行っている。
意見	概ね適正に実施されていた。	

注1）（再掲）HACCP：食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。食品製造業者が原材料の受け入れから最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、これを防止するためのポイントを重点的に管理するもの。

食品衛生法（ 以外 ）

検査・監査対象先		食品関係営業者
概要	目的及び内容	食品の安全性の確保のため、食中毒等の発生予防や表示の適正化に向け、保健所等による監視指導を実施する。
	根拠法令等	食品衛生法第24条、第30条、第28条、第64条等
	対象団体数	49,040事業者（H19）、38,118事業者（H20）
	検査・監査数	31,972事業者（H19）、16,184事業者（H20.9.30現在）
	担当室	健康福祉部 薬務食品室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導業務には一定の経験や専門的な知識が必要であるので知識を計画的に習得できるよう、薬務食品室で研修履歴などを一元管理している。 ・リスクや重要度の低い検査・監査の一部を1名で対応している。
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・法第24条に基づき、製造量等から対象施設のリスクをA～Dにランク分けし、ランク毎に監視頻度等の見直しをしている。 ・平成19年度に多発した不適正表示事案を受け、20年度は製造業等に対する表示を含めた立入検査の強化を図るとともに、内部通報等に基づく立入検査も計画に明記した。 ・平成19年度の目標監視率について達成できていない地域があり、県全体としてもCランクの施設が達成していなかったため、20年11月より保健所等から薬務食品室へ行う4半期毎の進捗状況の報告を毎月行うことに変更した。 ・県のホームページで計画や目標数を公表している。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全に関する表示は、食品衛生法、JAS法や景品表示法等が関係することから、平成20年4月に「みえの食品安全・安心表示ガイドライン（生菓子編）」を作成し、消費者の理解を深めるため、また、事業者の指針や行政の指導指針として活用している。現在、「漬物編」等を作成中である。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストを活用し、監視指導の効率性や実効性の確保に努めている。 ・平成20年度に内部通報等に基づく抜き打ち検査の体制強化を図るため、マニュアルを整備した。 ・適宜、抜き打ち検査を行っている。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・法第24条に基づき、対象施設数や監視施設数等のみ公表しているが、対象数も多いことから主な指導項目や件数まではあげられていない。全施設の監視指導ができない状況においては、関係者への情報提供の重要性の観点からこれらについて公表することが望ましい。 ・事業者毎に指導記録を残し有効活用を図っている。
	不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に多発した県内菓子製造業者における食品の不適正表示問題を受け、食の安全安心対策本部を設置し、食品表示に関する組織体制の再編強化、「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」の作成など、食品表示等に関する総合的な取組を実施した。 ・県のホームページで、全国で発生した食に関する不適正事案及び対応状況等について広く県民に情報発信を行っている。
意見	概ね適正に実施されていた。	

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

検査・監査対象先	食品の生産、製造、加工、販売事業者等	
概要	目的及び内容	消費者の食品選択の目安となる情報を正確に伝えるため、食品等の品質に関する表示が適正に行われるよう、事業者に指導する。
	根拠法令等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下、JAS法という）第19条の14、第20条、第21条、第23条等
	対象団体数	製造事業者5,623、市場関係事業者62、販売事業者及び朝市・青空市は不詳
	検査・監査数	811事業者（H19）、1,417事業者（H20.9.30現在）
	担当室	健康福祉部 健康危機管理室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示ウォッチャー制度や食の安全・安心110番制度を設け、県民等から幅広く情報を入手している。 ・食品表示に関する検査・監査を実施する主管部局を変更した。
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に多発した不適正表示事案を受けて、従来の小売店舗に重点を置いた監視指導から、20年度は製造段階への監視指導にも着手し、20年度には全菓子製造業者に、また、21年度までに全製造業者に対し立入検査を実施することとした。 ・加工食品の原料供給者の不正行為等を受け国の「品質表示基準」が改正され、平成20年4月から全ての加工食品に原料供給者との取引について表示義務が課され県の監視計画にも掲げた。 ・平成19年度、販売事業者、朝市・青空市や青果・水産消費地市場に対する監視指導について計画数を達成できていない。 販売事業者（95.4%） 朝市・青空市（66%） 青果・水産消費地市場（16.7%） ・県のホームページで計画や目標数を公表している。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・県農水商工部が策定した「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律にかかる事務取扱要領」を準用しており、監視指導体制など実態に即していないものがある。 ・食の安全に関する表示は、食品衛生法やJAS法等が関係することから、薬務食品室が平成20年4月に「みえの食品安全・安心表示ガイドライン（生菓子編）」を作成し、消費者の理解を深めるため、また、事業者の指針や行政の指導指針として活用している。現在、「漬物編」等を作成中である。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に内部通報等に基づく抜き打ち検査の体制強化を図るため、マニュアルを整備した。 ・適宜、抜き打ち検査を行っている。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページによる公表内容は、対象施設数や監視施設数等で、関係業者への情報提供の重要性の観点から、違反確認件数や指導件数等も公表することが望ましい。
	不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に多発した食の不適正表示事案を受け、19年度には菓子製造業者に対し説明会を実施し、（社）三重県食品衛生協会を通じ、関係事業者に周知した。 ・平成20年度から、JAS法の所管を農水商工部から健康福祉部へ移管し食品衛生法との連携を確保し、従来の販売店等を中心とした監視指導に加え製造業者への監視指導に着手するとともに、20年4月に「内部通報等に基づく監視指導マニュアル」を策定した。 ・県のホームページに、全国で発生した食に関する不適正事案及び対応状況等について掲載し、広く県民に情報発信を行っている。
	意見	<p>平成19年度、販売事業者や朝市・青空市等に対する監視指導について計画数を達成できていないので、目標数の達成に努められたい。</p> <p>農水商工部が策定した事務取扱要領を準用している。監視指導体制など実態に即していないものがあるので、健康福祉部として要領の整備を早急に行われたい。</p>

医療法

検査・監査対象先		病院、診療所
概 要	目的及び内容	医療機関が法令に基づく人員、構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか検査する。医療機関を科学的かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするのが目的である。
	根拠法令等	医療法第25条等
	対象団体数	病院110、診療所2,356 計2,466箇所(H19)
	検査・監査数	病院110、診療所243 計353箇所(H19)
	担当室	健康福祉部 医療政策室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県内8保健所のうち、桑名、津、伊勢の3保健所に集約して実施している。なお、平成20年度から四日市保健所は市で所管することになった。 ・一つの医療機関ごとの検査人員は、病院は7～8名、診療所は2名で、基本的に本庁は参加しない。 ・電話等の相談窓口を設けている。
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・法第25条は、「必要と認めるとき」の検査を定めているのみで、定期的な検査は定めていない。 ・「立入検査実施要綱」で、病院は年1回実施、診療所は5年に1回実施を目標として、各保健所で計画を立てている。実績としては、病院は計画どおり年1回実施できているが、診療所は5年に1回の目標の半分程度である。 ・平成20年度は、体制を整備し検査日数を増やしたことなどにより、5年に1回に対応した検査件数(2割)を実施できる見込みである。 ・医療法に基づく検査について、県としては、助産所は定期的な検査の対象としていない。(22箇所)
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・病院は国の基準を転用、診療所は県独自の基準を用いている。 ・対象機関には提示する場合がある。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・1医療機関当りの所要時間は、病院は4～5時間、診療所は1時間程度である。診療所の検査では、診療時間帯を外す必要があるため、時間的な制約がある。改善を要する事項については後日に報告書の提出を求めるが、再度の現地確認までは行わない。 ・通報や苦情時の受理時に抜き打ち検査を実施している。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の結果は非公表であるが、医療の安全に対する県民ニーズに応える観点からも、公表方法について検討することが望まれる。 ・ホームページ等で公表していないが対象機関には提示している。 ・検査・監査結果について、関係機関会議等で周知していない。
	不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市内の院内感染事例に対し、平成20年6月に2回の立入検査を実施したが、法に基づく業務停止命令は発しておらず、診療自粛の要請を行ったのみである。その後、感染防止体制を確認して自粛要請の解除を行っており、結果として同年6～10月の4ヵ月程度の診療が自粛された。また、県内の全診療所に対し、緊急のアンケートを実施したほか、県内5箇所で開催者に対して研修会を実施した。
意見	<p>診療所については、計画の半数程度しか実施されていなかったため、計画どおり検査を実施されたい。</p> <p>また、県民の安全を確保する観点から、助産所を検査の対象とすることについて検討することが望ましい。</p> <p>なお、情報提供の重要性の観点から、検査・監査結果については、関係機関会議等で周知することが望ましい。</p>	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

検査・監査対象先		(a)産業廃棄物処理施設設置者・処理業者、(b)排出事業者
概要	目的及び内容	一部の産業廃棄物排出事業者・処理業者、不法投棄行為者及び野外焼却行為者による不法投棄等産業廃棄物の不適正処理を是正し、又は未然防止するため、監視・指導等を行っている。
	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条
	対象団体数	(a)産業廃棄物処理施設設置者・処理業者308 (H19)、348 (H20) (b)排出事業者は不特定
	検査・監査数	4,467事業者 (H19)
	担当室	環境森林部 廃棄物対策室、廃棄物監視・指導室
検査・監査等の状況	体制	(a)(b)・基本的に、本庁は産業廃棄物の処理施設設置者・処理業者・不法投棄・野外焼却行為について、地域機関は収集運搬業者・工場等の排出事業者について対応している。 (a)・本庁は 地域担当が県内5地域を5班で担当し、平成17年度からは1班当たり県職員1名、警察OB 1名の2名の体制で、定期的に各地域を監視している。悪質事案に重点的に対処する特命担当は全県を2班で担当し、1班当たり警察官2名の体制で、告発等に備えた証拠資料の収集などに対応している。 (a)・地域機関職員は、本庁地域担当が地域を巡回する時は原則として同行している。通報等に対する初動対応は、地域機関や市町で対応することが多い。 (a)(b)・電話やFAX等の相談窓口を設けている。
	計画	(a)・「しあわせプラン」では、本庁の不法投棄等の是正・防止対策の推進において、年間監視指導件数3,200件と目標を記載している。
	基準	(a)(b)・法に違反していないかどうか検査している。 (a)(b)・立入調査等の強化を図るため、「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」を作成中であり、今まで口頭指導だったものも文書指導に切り替え、立入検査票の様式を定めている。
	手法	(a)(b)・原則、抜き打ち検査であり、違反の悪質さや反復性により、口頭指導 文書指導 行政処分(措置命令・改善命令)の順に重い処分となる。 (a)・是正されるまで繰り返し抜き打ちで指導に行く。また、再度違反の恐れのある事業者、場所も繰り返し監視に行く。 (a)・市町と「三重県市町職員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査の実施に関する協定書」を締結し、初動対応に役立っている。また、平成19年度から、産業廃棄物不法投棄等対策連絡協議会を発足させ、各部との連携を図っている。
	結果	(a)・ホームページ「三重の環境と森林」で、平成20年度上期から半期ごとの監視・指導状況体制(監視・指導件数、主な指導内容等)を掲載した。 (a)(b)・平成19年度に「監視指導システム」を導入したことにより、本庁と地域機関の情報共有が可能になった。(20年4月から本格運用)
	不適正事案への対応	(a)(b)・情報誌等から情報収集を行い、県内で発生する恐れのある事例については参考にしてしている。 (a)・様々な取組の強化により、不法投棄等違反事案は平成15年度から大幅に減少している。
意見	概ね適正に実施されている。	

大気汚染防止法

検査・監査対象先		ばい煙発生施設・指定施設等設置事業者
概 要	目的及び内容	国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、ばい煙施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者等に対し検査を行う。
	根拠法令等	大気汚染防止法第26条、三重県生活環境の保全に関する条例第104条
	対象団体数	1,560事業者(H19)
	検査・監査数	741事業者(H19)
	担当室	環境森林部 地球温暖化対策室
検査・監査等の状況	体制	・各農林水産環境事務所が検査等を実施している。
	計画	・毎年度「大気関係立入検査実施要領」を策定し、立入調査の対象工場等数や重点的に立入検査等を実施する施設などを定めている。 ・状況点検等を実施する立入検査は、検査対象工場について「3年に1回を目安に」計画し、目標数を達成している。 ・排ガス測定、抜取検査を伴う立入検査は、これまでに排出基準値が超過した施設、問題発生等で、検査を実施する必要がある施設を優先に計画し、目標数をほぼ達成している。
	基準	・国の基準や毎年度「大気関係立入検査実施要領」を策定し、立入検査時の確認事項などを定めている。
	手法	・原則、相手先に事前通知を行わない抜き打ち検査を実施している。
	結果	・三重県環境白書（件数及び概要のコメント）により公表している。
	不適正事案への対応	・四日市市内の事業所における大気汚染防止法等の無届（設置及び変更）事案等を受けて、企業幹部のコンプライアンス意識の聞き取りを行うとともに、平成20年度大気関係立入検査実施要領の施設の確認事項に無届で設置・廃止・変更がされていないことを明記するなど立入検査の内容を強化した。また、立入検査等の研修の機会を増やすなど充実を図った。
意見	大気汚染防止法にかかる無届事案があったことを受け、事業者への啓発や検査体制の強化が図られている。引き続き、事業者への啓発に努めるとともに、立入検査等の研修の充実などにより適切な検査の実施に努められたい。	

浄化槽法

検査・監査対象先		(a)浄化槽保守点検業者、(b)浄化槽管理者、(c)指定検査機関
概要	目的及び内容	浄化槽保守点検業の業務が適正に実施されるよう、生活環境保全及び公衆衛生上の観点から検査し指導するとともに、浄化槽が適切に維持管理されるよう、生活環境保全及び公衆衛生上の観点から検査し指導する。
	根拠法令等	浄化槽法第53条 (b)浄化槽管理者、(c)指定検査機関〔県内1団体〕 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条 (a)点検業者)
	対象団体数	(a)業者：286(H19)、(b)管理者：255,190(H19)
	検査・監査数	(a)業者：45(H19)、(b)管理者：316(H19)
	担当室	環境森林部 水質改善室
検査・監査等の状況	体制	(a)(b)・各農林水産商工環境事務所が検査・監査を所管し、職員9名体制である。 (c)・指定検査機関は、水質改善室が担当している。
	計画	(b)・法に基づく指定検査機関の検査結果で必要な場合や周辺からの苦情がある場合に立入検査を実施しているため、検査・監査計画は作成していない。
	基準	(a)(b)(c)・浄化槽法など国の基準や三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき、立入検査を実施している。
	手法	(b)・周辺から浄化槽の悪臭など苦情がある場合には、現場を確認する必要があるため、抜き打ち検査を実施し、ほぼ100%対応している。 (a)・浄化槽保守点検業者に対しては、新規登録、3年毎の更新申請が提出された際に、検査器具等を確認する必要があるため、事前に通告して立入調査を行っている。
	結果	(a)(b)・個別の浄化槽の管理状況や業者の業務については、ほとんどが個人情報であり、積極的に公表していない。 (a)(b)・環境省のホームページには各都道府県別の行政処分等の件数などをとりまとめたものが掲載されている。
	不適正事案への対応	(a)・保守点検業者が、許可を有していない清掃業の契約を行っていた事案があったので、把握次第、市町と連携し、浄化槽管理者へは県から浄化槽清掃業の許可を持った業者へ委託するよう指導し、清掃業の許可を有していない業者へは市町から指導している。
	その他	(b)・法定検査(年1回の定期検査)の受検率が低い。(平成19年度24.8%) (c)・社団法人三重県水質保全協会(民法第34条に基づいて設立された公益法人)が、浄化槽管理者から7条検査の依頼(料金は前納)を受けていながら一部検査を実施していなかったことや、法に定める適正な検査期間に検査を実施していなかったことが発覚した。 (c)・県としては、これまでも協会から浄化槽法第53条に基づき報告を求め、立入検査等で確認・指導してきた。
意見	<p>浄化槽法第53条に基づき浄化槽管理者に対し県が必要があると認めた場合に行う検査は、指定検査機関による法定検査結果で必要と認めたものや周辺からの苦情があった場合に実施している。</p> <p>なお、浄化槽管理者の義務である法定検査の受検率が低い(25%)ことから、法定検査を実施している指定検査機関をはじめ市町や関係機関との連携を強化し受検率の向上に努められたい。</p> <p>また、社団法人三重県水質保全協会の水質検査未実施の件については、現在、調査報告を求めているが、その内容を充分踏まえ、今後繰り返すことのないよう指導されたい。</p>	

森林組合法

検査・監査対象先		森林組合
概 要	目的及び内容	業務及び会計等の状況を、合法性等の観点からの確に把握することにより、林業行政の向上を図り、組合制度の目的達成に努めることを目的とする。
	根拠法令等	森林組合法第111条
	対象団体数	11組合（H19）、11組合（H20）
	検査・監査数	11組合（H19）、4組合（H20.9末）
	担当室	環境森林部 森林・林業経営室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・検査・監査対象は森林組合（11組合、全て出資組合）であり、森林組合法により年1回の常例検査が規定されている。 ・全面検査の翌年には事後確認検査を実施することにより、毎年全森林組合に対して全面又は事後確認のいずれかの検査を実施している。
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・常例検査には、検査範囲により全面検査、部分検査、事後確認検査に分かれるが、平成19年度は全面検査6団体、事後確認検査5団体と、対象11団体全てに対して実施している。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・団体検査規則、基本要綱や団体検査方針等で、検査実施計画から重点事項や具体的検査方法まで定めている。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要項にチェック項目や根拠法令などを記載したチェックリストを定めており、チェックリスト等に基づいて検査を実施している。 ・重点事項等を定めた団体検査方針を国の方針や情勢の変化に応じ毎年作成している。 ・検査事務の効率化を図るため、検査実施にあたっては事前に通知している。 ・主な指摘事項については県森林組合連合会へ情報提供しており、毎年春に、県と連合会で各々実施した検査結果の内容を分析し、双方で次回検査時の参考として活用している。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・主要指摘事項の公表も含め、ホームページなどでの公表は行っていない。 ・主な指摘事項については県森林組合連合会へ情報提供しており、会計経理の指摘が多いことから、平成21年3月には県森林組合連合会で会計経理の研修会を実施予定である。
	不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正事案等への対応について必要なものは、重点項目やチェックリストへ反映している。
意見	概ね適正に実施されていた。	

農業協同組合法

検査・監査対象先		農業協同組合、専門農業協同組合、農事組合法人
概要	目的及び内容	業務及び会計等の状況を、合法性等の観点からの確に把握することにより、組合制度の目的達成に努めることを目的とする。
	根拠法令等	農業協同組合法 第94条
	対象団体数	146法人（うち信用事業15、H19）、146法人（うち信用事業15、H20）
	検査・監査数	15法人（H19）、8法人（H20.9末）
	担当室	農水商工部 団体検査室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・法第94条に基づき信用事業を行なう農業協同組合（15団体）に対し、検査を実施している。（規模に応じて6～8名程度で実施） ・公認会計士に同行してもらい、専門的見地から検査の精度の向上を図っている。（4箇所程度）
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・法第94条に基づき信用事業を行う農業協同組合については年1回、常例検査を実施している。 ・法第94条の請求検査、認定検査、随時検査、子会社検査、共済代理店検査は事象がないため行われていない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・団体検査規則、基本要綱や団体検査方針等で、検査実施計画から重点事項や具体的検査方法まで定めている。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・団体検査室が実施した検査結果については、農畜産室が対応方針の文書回答を求めている。その結果については、農畜産室から情報提供を受け、団体検査室は次回の検査時に改善状況のチェックを行っている。 ・検査の効率化のため、チェック項目や根拠法令などを記載したチェックリストを作成し検査を実施しており、毎年、国の方針や情勢の変化により見直しを行っている。 ・重点事項等を定めた団体検査方針を国の方針や情勢の変化に応じ毎年作成している。 ・原則、抜き打ち検査を実施している。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・項目と件数のみの公表であり、詳細な指摘事項まではホームページに掲載していない。県民から改善状況を把握することはできないことから、県民への公表方法について検討を行うことが望ましい。 ・検査関係書類については、鍵付きロッカーで保管している。
	不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上横領などの不適正事案への対応については、常例検査の際の参考にしてている。
意見	概ね適正に実施されていた。	

水産業協同組合法

検査・監査対象先		漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業生産組合
概要	目的及び内容	業務及び会計等の状況を、合法性等の観点からの確に把握することにより、組合制度の目的達成に努めることを目的とする。
	根拠法令等	水産業協同組合法 第123条
	対象団体数	91法人（うち出資組合78、H19）、91法人（うち出資組合78、H20）
	検査・監査数	36法人（H19）、24法人（H20・9月末現在）
	担当室	農水商工部 団体検査室
検査・監査等の状況	体制	・法第123条に基づき検査を実施している。平成19年度検査数は、対象団体の約46%、36団体で、全国平均(38%)を上回っている。なお、20年度は45団体の検査を実施する予定である。(2~4名で実施)
	計画	・県協同組合等検査実施要項では、原則として2~3年に1回の周期により常例検査を行うこととなっている。
	基準	・団体検査規則、基本要綱や団体検査方針等で、検査実施計画から重点事項や具体的検査方法まで定めている。
	手法	・団体検査室が実施した検査結果については、水産経営室が対応方針の文書回答を求めている。その結果については、水産経営室から情報提供を受け、団体検査室は次回の検査時に改善状況のチェックを行っている。 ・検査の効率化のため、チェック項目や根拠法令などを記載したチェックリストを作成し検査を実施しており、毎年、国の方針や情勢の変化により見直しを行っている。 ・重点事項等を定めた団体検査方針を国の方針や情勢の変化に応じ毎年作成している。
	結果	・項目と件数のみの公表であり、詳細な指摘事項まではホームページに掲載していない。県民から改善状況を把握することはできないことから、県民への公表方法について検討を行うことが望ましい。 ・検査関係書類については、鍵付きロッカーで保管している。
	不適正事案への対応	・業務上横領などの不適正事案への対応については、常例検査の際の参考になっている。
意見	概ね適正に実施されていた。	

土地改良法

検査・監査対象先		土地改良区、土地改良区連合
概要	目的及び内容	業務及び会計等の状況を、合法性等の観点からの確に把握することにより、団体制度の目的達成に努めることを目的とする。
	根拠法令等	土地改良法 第132、133条
	対象団体数	174法人（H19）、174法人（H20）
	検査・監査数	53法人（H19）、24法人（H20・9月末現在）
	担当室	農水商工部 団体検査室
検査・監査等の状況	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・法第132条、133条に基づき検査を実施している。平成19年度、当室においては、土地改良区の計174団体のうち約1/3の53団体の検査を実施した。（2名で実施） ・法では総組合員の1/10以上の同意がある場合は「請求検査」をする必要があるが、その他の検査については「できる」規定である。
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、国の基準の改正や社会情勢の変化にあわせ「三重県農水商工団体検査方針」を定め、検査に当たっての重点事項や検査実施計画の基本事項等を定めている。 ・同方針では3年に1回の割合で検査対象土地改良区を選定することとされており、規定どおり計画されている。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・団体検査規則で検査の範囲等を規定し、検査基本要綱等で、検査の視点、検査すべき事項、検査続き等を定めている。 ・解散命令や是正措置等の処分が必要な場合は、農地調整室と各事務所が連携しながら実施している。
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ・団体検査室が検査を実施し、対応方針の文書回答を求めている。 ・検査の効率化のため、チェック項目や根拠法令などを記載したチェックリストを作成し検査を実施しており、毎年、国の方針や情勢の変化により見直しを行っている。 ・重点事項等を定めた団体検査方針を国の方針や情勢の変化に応じ毎年作成している。
	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・項目と件数のみの公表であり、詳細な指摘事項まではホームページに掲載していない。県民から改善状況を把握することはできないことから、県民への公表方法について検討を行うことが望ましい。 ・検査関係書類については、鍵付きロッカーで保管している。
	不適正事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上横領などの不適正事案への対応については、検査の際の参考にしている。
意見	概ね適正に実施されていた。	

農薬取締法

検査・監査対象先		(a)農薬販売者、(b)農薬使用者(ゴルフ場を対象)
概要	目的及び内容	農薬販売者に対しては無登録農薬などの不適正な農薬が流通することのないよう、農薬使用者に対しては農薬が正しく使用されるように検査と指導を行う。
	根拠法令等	農薬取締法第13条
	対象団体数	農薬販売者1,020(H19)、農薬使用者(ゴルフ場)78(H20)
	検査・監査数	H19 (a)農薬販売者 312、(b)農薬使用者(ゴルフ場)77 H20上期 (a)農薬販売者 52、(b)農薬使用者(ゴルフ場)23
	担当室	農水商工部 農水産物安全室
検査・監査等の状況	体制	(b)・本庁と病害虫防除所が農薬使用者(ゴルフ場)を対象に地区別で2班、(a)地域農林水産環境事務所が農薬販売業者を対象にそれぞれ2名体制で検査を行っている。 (b)・平成18年度までは農薬使用者として農家にも検査を行っていたが、効率化と対象の拡大を図るため、19年度からは農家を対象とした研修会に変更した。 (a)・平成19年度までは地域機関の担当は毒物・劇物を扱う保健所が担当していたが、20年度からは肥料を所管している農林水産環境事務所が担当している。農薬と肥料を同一業者が販売していることも多いので、同時に検査を行うなど、検査・被検査者双方の便宜を図り、効率的に実施している。
	計画	(a)・3年に1回を目安に計画を作成し、ホームページ「食の安全・安心ひろば」に公表している。対象、検査目標数、主なチェック項目、違反の場合の措置等について簡潔に説明している。 (b)・平成19年度は課題があったので、県内全77ゴルフ場に農薬取締法に基づく使用基準と適正使用等について指導を行った。
	基準	(a)(b)・ホームページ「みえの農薬取締業務」では農薬取締法の概要等、「食の安全・安心ひろば」では検査計画の対象、検査目標数、主なチェック項目、違反の場合の措置等について簡潔に説明している。
	手法	(a)・「農薬取締法に基づく立入検査等に関する業務実施要領」、「補足資料」を参考に記入すれば、一定水準以上の検査を行うことができるようになっている。 (a)・農薬販売業者へは原則抜き打ち検査で行っている。また、指導内容を記述した記録書を被検査者に渡し内容を確認している。 (b)・農薬使用者に対しては、記録書を作成し口頭指導の上で被検査者も内容を確認し、双方が署名捺印する。
	結果	(a)(b)・ホームページ「食の安全・安心ひろば」で主な指導内容を含め公表している。検査の概要、主な改善指導内容、用語の説明等を簡潔に記載している。改善指示をした事案のある対象については、続けて翌年度の立入検査で確認する。年度内の再検査は原則行っていない。
	不適正事案への対応	(a)(b)・インターネット等を活用して情報を収集し、研修会等で紹介している。
意見	概ね適正に実施されていた。	

(参考) 法令等に基づき県が実施している「団体に対する検査・監査等」

表中の網掛部が今回の監査の対象です。 [監査委員事務局調べ]

	根拠法令等	検査・監査対象団体・施設等	所管室
1	高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	高圧ガス関係事業者、液化石油ガス関係事業者	防災危機管理部 消防・保安室
2	火薬類取締法 武器等製造法	火薬類、猟銃等関係事業者	防災危機管理部 消防・保安室
3	電気工事業の業務の適正化に関する法律 電気用品安全法	電気工事業者、電気用品販売事業者	防災危機管理部 消防・保安室
4	消防法	2以上の消防本部等所在市町村の区域にわたる移送取扱所設置者	防災危機管理部 消防・保安室
5	職業能力開発促進法	三重県職業能力開発協会、職業訓練法人	生活・文化部 勤労・雇用支援室
6	消費生活協同組合法	消費生活協同組合	生活・文化部 消費生活室
7	社会福祉法	社会福祉法人	健康福祉部 監査室
8	老人福祉法	養護老人ホーム、有料老人ホーム	健康福祉部 監査室
9	介護保険法	介護保険事業者	健康福祉部 監査室
10	障害者自立支援法	自立支援事業所	健康福祉部 監査室
11	児童福祉法	保育所、児童福祉施設	健康福祉部 監査室
12	食品衛生法(HACCPに関するもの)	食品製造事業者	健康福祉部 健康危機管理室
13	食品衛生法(上記12以外)	食品関係営業者	健康福祉部 薬務食品室
14	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	食品製造事業者等	健康福祉部 健康危機管理室 (20年度から農水商工部農水産物安全室より移管)
15	興行場法等	興行場関係事業者等	健康福祉部 薬務食品室
16	旅館業法等	旅館関係事業者等	健康福祉部 薬務食品室
17	公衆浴場法等	公衆浴場関係事業者等	健康福祉部 薬務食品室
18	理容法等	理容関係事業者等	健康福祉部 薬務食品室
19	美容法等	美容関係事業者等	健康福祉部 薬務食品室
20	クリーニング業法等	クリーニング業関係事業者等	健康福祉部 薬務食品室
21	動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱業及び特定動物飼養者	健康福祉部 薬務食品室
22	薬事法等	薬事関係事業者等	健康福祉部 薬務食品室
23	健康増進法	特定給食施設、一般給食施設	健康福祉部 健康づくり室

	根拠法令等	検査・監査対象団体・施設等	所管室
24	医療法	病院・診療所等	健康福祉部 医療政策室
25	生活保護法	生活保護指定医療機関、生活保護指定介護機関	健康福祉部 社会福祉室
26	三重県青少年健全育成条例	コンビニ、図書類取扱店等	健康福祉部 こども未来室
27	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理業者等	環境森林部 廃棄物対策室、 廃棄物監視・指導室
28	使用済自動車の再資源化等に関する法律	登録・許可業者	環境森林部 廃棄物対策室
29	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事の受注者等	環境森林部 廃棄物対策室
30	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法	保管事業者	環境森林部 廃棄物対策室
31	フロン回収・破壊法	フロン業回収業者	環境森林部 地球温暖化対策室
32	大気汚染防止法	特定施設等	環境森林部 地球温暖化対策室
33	ダイオキシン類対策特別法	特定施設設置事業者	環境森林部 地球温暖化対策室
34	三重県生活環境保全に関する条例	大気関係指定施設等	環境森林部 地球温暖化対策室
35	浄化槽法	浄化槽保守点検業者、浄化槽管理者	環境森林部 水質改善室
36	水質汚濁防止法 三重県生活環境の保全に関する条例	特定事業場	環境森林部 水質改善室
37	三重県生活環境の保全に関する条例	有害物質使用特定事業場	環境森林部 水質改善室
38	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物所有者、登録事業者	環境森林部 水質改善室
39	水道法	水道事業者、専用水道等の設置者	環境森林部 水質改善室
40	工業用水法	許可井戸の設置者	環境森林部 水質改善室
41	三重県環境影響評価条例	アセス対象事業者	環境森林部 水質改善室
42	森林組合法	森林組合	環境森林部 林業経営室
43	温泉法	温泉利用許可事業者、温泉採取者	環境森林部 自然環境室
44	計量法	適正計量管理事業所等	農水商工部 農水商工総務室
45	農業協同組合法	農業協同組合等	農水商工部 団体検査室
46	水産業協同組合法	漁業協同組合等	農水商工部 団体検査室
47	農業災害補償法	農業共済組合	農水商工部 団体検査室
48	土地改良法	土地改良区等	農水商工部 団体検査室
49	商工会議所法	商工会議所	農水商工部 団体検査室

	根拠法令等	検査・監査対象団体・施設等	所管室
50	商工会法	商工会等	農水商工部 団体検査室
51	中小企業協同組合法	事業協同組合	農水商工部 金融経営室
52	独立行政法人農業者年金基金法	農業者年金業務受託者（農業協同組合、農業委員会）	農水商工部 担い手室
53	卸売市場法 三重県卸売市場条例	地方卸売市場及び小規模卸売市場の開設者、卸売業者	農水商工部 農水産物安全室
54	肥料取締法	肥料生産業者、肥料販売業者等	農水商工部 農水産物安全室
55	農薬取締法	農薬販売者、農薬使用者（ゴルフ場）	農水商工部 農水産物安全室
56	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産事業者	農水商工部 農水産物安全室
57	獣医師法 獣医療法	家畜診療施設等	農水商工部 農水産物安全室
58	薬事法	動物用医薬品販売業者	農水商工部 農水産物安全室
59	飼料安全法	飼料製造・販売業者	農水商工部 農水産物安全室
60	家畜伝染病予防法	畜産農場（個人経営を除く）	農水商工部 農水産物安全室
61	旅行業法	旅行業者、旅行業者代理業者、旅行業協会、旅程管理業務を行う者	農水商工部 観光・交流室
62	国際観光ホテル整備法	法に基づく登録ホテル、旅館	農水商工部 観光・交流室
63	砂利採取法	砂利採取登録業者	農水商工部 農地調整室
64	農地法	違反業者	農水商工部 農地調整室
65	公有地の拡大の推進に関する法律	三重県土地開発公社	県土整備部 公共用地室
66	土地区画整理法	土地区画整理組合	県土整備部 都市政策室
67	建築基準法	指定確認検査機関等	県土整備部 建築開発室
68	建築士法	建築士事務所	県土整備部 建築開発室
69	宅地建物取引業法	宅地建物取引業者	県土整備部 建築開発室
70	砂利採取法	砂利採取登録業者	県土整備部 維持管理室
71	地方自治法施行令 三重県会計規則	指定金融機関、私人委託先団体等	出納局 出納総務室
72	地方公営企業法施行令	出納取扱金融機関、 収納取扱金融機関	企業庁 経営管理室
73	地方公営企業法施行令	取扱金融機関機関（百五銀行）	病院事業庁 県立病院経営室
74	自動車運転代行業適正化法	自動運転代行業を営む者	警察本部 交通企画課
75	警備業法	警備業者	警察本部 生活安全企画課

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 21 年 2 月 24 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

さらい

(2) 代表者の氏名

中村 千代子

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市星川 785 サンシティ 1F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「社会就労訓練施設」と位置づけ、心身障害者の人達に対して、就労訓練活動を軸とする事業を行い、理念であり願いである生まれた地域で「暮らすこと」「働くこと」の実現を目指し、加えて質の高い、豊かな生活を営むことができるよう、日常生活における自立支援の推進を図り、もってより良い地域社会づくりと障害者の自立と社会参加に向けた福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 21 年 2 月 23 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ひまわり

(2) 代表者の氏名

金森 富士子

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市多度町多度 252 番地 2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者（児）に対して、地域生活での援助に関する事業を行い、もって心身障害者の自立と社会参加に向けた福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業三寺地区の換地処分を行いました。

平成 21 年 3 月 6 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
